



Title	中国製造物責任法における無過失責任の受容と変容（2）
Author(s)	崔, 光日; CUI, Guangri
Citation	北大法学論集, 54(6), 488-433
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15254
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(6)_p488-433.pdf



中国製造物責任法における 無過失責任の受容と変容（2）

崔 光 日

目 次

序章

第1節 本稿の目的と構成

第2節 製造物責任の意義

第1章 中国製造物責任法の概説

第1節 製造物責任法の概観

1 民法通則と製造物責任

2 製品品質法と製造物責任

3 消費者権利・利益保護法と製造物責任

第2節 製造物責任立法の背景

1 諸外国における製造物責任の無過失責任化

2 中国の製造物責任立法の背景

第3節 製造物責任法の特徴

1 立法形式上の特徴

2 整合性の欠如

第2章 責任主体

第1節 責任主体の範囲

1 責任主体についての二つの考え方

2 中国における責任主体の範囲

3 責任主体の帰責根拠

第2節 製造業者

1 責任主体の要件

中国製造物責任法における無過失責任の受容と変容（2）

2 部品・原材料の製造者

3 表示製造者

第3節 流通業者

1 輸入業者

2 販売業者

(以上、54巻5号)

第4節 責任主体の規定の問題点について

1 民法通則122条と製品品質法との関係

2 「先行賠償責任」について

第3章 製造物

第1節 製造物の定義

第2節 製造物の要件

1 「動産であること」

2 「製造・加工されたこと」

3 「販売に供されること」

第4章 欠陥

第1節 欠陥の概念

1 「品質不合格」と「欠陥」

2 欠陥の定義

3 欠陥の判断における「安全基準」の位置付け

第2節 欠陥の判断

1 欠陥の判断基準

2 欠陥の判断要素

(以上、本号)

第3節 開発危険の抗弁

1 製造物責任の免責事由

2 開発危険の抗弁の採否

3 開発危険の抗弁における「科学技術の水準」

第4節 欠陥責任と過失責任

1 過失の客観化と欠陥責任

2 開発危険の抗弁と欠陥責任

第5章 欠陥の証明責任の軽減

第1節 欠陥の証明責任の所在

第2節 欠陥の存在の推定

1 法律上の推定

2 事実上の推定

第3節 欠陥の存在時期の推定

第4節 欠陥の証明度の軽減

1 欠陥の証明度

2 欠陥の特定の程度

終章

第2章 責任主体

第4節 責任主体の規定の問題点について

1 民法通則122条と製品品質法の規定との関係

民法通則122条は製造物責任を定めており、製品品質法にも製造物責任に関する規定がある。民法通則と製品品質法の関係については、一般法と特別法、新法と旧法との関係であり、両法の規定が異なるときは、特別法・新法優先の原則により、製品品質法を適用するべきであるとする¹。

民法通則122条は、製造物の品質の不合格により生じた損害について、製造者と販売者が賠償責任を負うとしただけで、製造物・欠陥の概念、責任の免責事由、責任期間などの製造物責任の諸問題については規定しておらず、責任の要件も「欠陥」ではなく「品質の不合格」としている。製品品質法は、これらの民法通則にはない内容を明記し、責任要件を「品質の不合格」から「欠陥」に見直しているから、製造物責任訴訟においては当然製品品質法の規定を適用することとなる²。

民法通則122条は、製造者と販売者の責任性格を区別しておらず、共に無過失責任主体となるが、製品品質法（42条）によると販売者は原則として無過失責任を負わない。「新法が旧法を破る」原則により、販売者に対しては、民法通則の規定は適用されないはずである。民法通則と製品品質責任法における販売者の責任性格のこのような不一致について、学者の中には問題視する声はあるが、あまり重視されておらず、とりわけ立法機関による明確な解釈がなく、最高人民法院による司法解釈³もないため、裁判実務においては販売者についても民法通則122条の規定を適用することが依然見られる⁴。

民法通則122条は、製造者と販売者が共に製造物責任を負うことを明記したこと以外には、製造物責任の他の諸問題については明確に定めて

おらず、製品品質法の制定によりその存在の意義はもはやなくなったといえる。とりわけ122条の「品質の不合格」という用語および販売者と製造者の責任を区別しない規定は製品品質法の規定と異なっており、122条を引き続き製造物責任の規定として適用することは妥当ではないと思われる。

中国の裁判実務では、過失責任と無過失責任の区別の訴訟上の意義（責任要件の相異およびそれによる証明責任の違い）が明確に認識されているとは思われず、122条と製品品質法との違いについても一般的には認識されていないようである。実務上裁判所が民法通則122条を製品品質法の規定と一緒に適用することがあるが、それは単に欠陥製造物の事故に対する損害賠償を求める根拠として引用しているだけで、必ずしも122条を無過失責任の規定として適用しているとは思われない。このような場合には民法通則122条ではなく不法行為責任の一般規定である106条2項⁵を適用するべきであると思われる。つまり、民法通則122条は、製造物責任規定としては妥当ではないから、無過失責任を追及する場合には製品品質法の規定によるべきであり、過失責任を追及する場合には民法通則の不法行為責任の一般規定を適用するべきであり、122条はその存在の意義がないといえるであろう⁶。

2 「先行賠償責任」について

製品品質法42条1項によると販売者の責任は過失責任であり、販売者は製造物責任主体ではないので、販売者に対しては過失責任しか追及できないはずである。ところが、製品品質法43条（の解釈⁷）によると、被害者が販売者に損害賠償を請求した場合、販売者は欠陥および損害の発生につき過失がなくても、被害者の請求に応じて、実際に責任を負うべき者に代わって先行賠償しなければならない。つまり、被害者は販売者の過失を証明する必要がなく、販売者が引き渡した欠陥製品により損害を被ったことさえ証明すれば足り、販売者も自分の無過失を証明して免責されることができない。しかし、このような販売者の先行賠償責任は明らかに販売者の過失責任の規定と矛盾する。

販売者の過失責任と先行賠償責任との関係について、中国ではあまり問題視されておらず、この問題について言及する論著もあまり見られな

いが、最も詳しく検討したのが張新宝教授である⁸。販売者の過失責任と先行賠償責任との関係について、張新宝教授は、販売者の責任を「直接責任」(表面責任)と「最終責任」(実質責任)とに分けて説明し、その矛盾の解決を図る。

以下においては、張新宝教授の主張(以下、「二重責任説」という)を検討し、43条の先行賠償責任の性格についての筆者の見解を述べたい。

(1) 直接責任と最終責任

二重責任説によると、直接責任とは、欠陥製品の製造者、販売者が直接的に被害者に対して負う責任であり、最終責任とは、製造者と販売者間における責任の最終的な帰属をいう⁹。

欠陥製品の被害者が製造者または販売者に損害賠償を請求した場合、製造者と販売者は、その欠陥が製造と販売のどの段階で生じた欠陥であるかにかかわらず、また、自分が欠陥の存在につき過失があるか否かにかかわらず、まず、被害者に対して損害賠償責任を負わなければならない。したがって、被害者は被告の過失を証明する必要がない。すなわち、被害者に対する直接責任は、製造者と販売者は共に無過失責任である¹⁰。

これに対して、最終責任は、製造者にとっては無過失責任であり、販売者にとっては過失責任である。つまり、欠陥および損害につき過失がないのに被害者に対して直接責任を負わされた販売者は、欠陥製品の製造者に求償することができるが、その際、販売者は製造者に対して無過失責任を追及でき、製造者が販売者に引き渡した製品に欠陥があったことさえ証明すれば足り、製造者の過失を証明する必要がない。その一方、販売者が最終責任を負うべきであるのに先行賠償した製造者は、販売者に求償することができるが、その際、製造者は販売者の過失を証明しなければならない¹¹。

このように、二重責任説は直接責任と最終責任とを区別して、先行賠償責任と販売者の過失責任との関係を説明するが、筆者には、このような解釈によっても先行賠償責任と製品品質法の他の規定(41条、42条)との矛盾は解消できないと思われる。

(2) 二重責任説の検討

①製品品質法における先行賠償責任の由来

張新宝教授は、製品品質法43条の立法趣旨は、直接責任（無過失責任）と最終責任（無過失責任または過失責任）を区別して、販売者にも無過失責任としての先行賠償責任を負わせることであるとするが¹²、これには根拠が乏しいと思われる。

まず、製品品質法の起草機関と立法機関による解釈・解説では¹³、製造者は無過失責任を負い、販売者は過失責任を負うと明言しており、42条の過失責任の規定と43条の先行賠償規定との関係について、二重責任説のような解釈は見当たらない。つまり、製品品質法43条における先行賠償責任についての通説的な解釈は、立法の本来の趣旨とは思われない。

次に、製品品質法43条の経緯からも、立法者はもともと販売者に無過失責任を負わせることを意図していなかったことがうかがえる。1992年10月に国務院が全国人民代表大会常務委員会¹⁴に上程した製品品質法草案には43条のような規定がなかったが、全国人民代表大会常務委員会において審議する際、一部の委員から「購入した製品の欠陥により被害を受けた場合、誰に対して損害賠償が請求できるかを明確に規定すべきである」という意見が出されたため、急遽追加された条文である¹⁵。委員らの提言は、当時の中国においては、多くの被害者は法律知識と権利意識の欠如により、被害を受けても損害賠償を求める権利を行使できなかったため¹⁶、損害賠償を請求する権利があることおよび誰に請求することができるかを明記するよう求めただけ¹⁷、販売者にも無過失責任を負わせることを提言したとは思われない。

また、製品品質法は43条を追加する一方で、草案のその他の関連条文には変更がないことも、43条は販売者に無過失先行賠償責任を負わせる趣旨ではないことを示していると思われる。製品品質法の制定過程で作成された諸草案¹⁸の中で、「草案第1号」と「徵求意見稿」には43条のような先行賠償責任の規定がなかった¹⁹。「第4稿」（51条）、「第6稿」（62条）、「送審稿」（51条）、「送審第3次修改稿」（40条）と「送審第4次修改稿」（38条）には製造者と販売者の先行賠償責任の規定があったが、これらの草案は、製造者と販売者の責任を区別せず、民法通則122条と同じように共に無過失責任主体とするため、販売者は製造物の欠陥について過失がなくても、製造者に代わって先行賠償責任を負うことになる

のである。ところが、全国人民代表大会常務委員会の審議に上程された「産品質量法草案」においては、製造者と販売者の責任を区別して、製造者は無過失責任を負い（46条）、販売者は過失責任を負う（47条）としており、先行賠償責任の規定もなかった。諸草案における先行賠償責任規定のこのような変化は、先行賠償責任はもともと製造者と販売者が共に無過失責任を負うことを前提にしており²⁰、販売者が無過失製造物責任主体ではない場合には妥当ではないことを示しているといえる。

②二重責任説の限界—先行賠償責任と免責事由の抗弁

二重責任説は、直接責任と最終責任の区別により、43条における先行賠償責任を説明して、先行賠償責任と他の規定との矛盾を解決しようとするが、上記のように、二重責任説を含む「先行賠償責任」についての通説的な解釈は、立法の本来の趣旨とは思われない。また、二重責任説によっても、43条の「先行賠償責任」と41条における免責事由との矛盾は解消できないと思われる。

「最終責任」を負うべきではないのに、43条（の解釈）により被害者に対して「直接責任」を負う場面としては、製造者にとっては、主に、製品を製造して流通に投入するときには欠陥がなかったが、流通過程のどこかで製造者とは関係のない原因で欠陥が生じ、その欠陥により消費者などが被害を受けた場合が考えられ²¹、販売者にとっては、製品の欠陥は製品が製造者から販売者に引き渡されるときに既に存在したものであり、かつ、このような欠陥を発見できかかったことにつき過失がない場合が考えられる。

ところが、製品品質法（41条2項2号）は「製品を流通に投入したときには、損害を引き起こした欠陥がいまだ存在していなかったこと」を製造者の免責事由の一つとして定めており、製造者がこれを証明すれば、損害賠償の責任を負わないとする。こうなると、43条による先行賠償責任ないし「直接責任」と41条による免責事由の抗弁との関係が問題となるが、先行賠償責任が優先するとすれば、免責事由による抗弁ができず、免責事由の規定が無意味なものとなるし、免責事由の抗弁が優先するとすれば先行賠償責任の追及ができなくなる。

製品品質法は、製造者の免責事由として、①製品を流通に投入してい

ないこと。②製品を流通に投入したときには、損害を引き起こした欠陥がいまだ存在していなかったこと。③製品を流通に投入した時における科学技術の水準では、いまだ欠陥の存在を発見することが不可能であったことの三つを定めている。免責事由により免責されるのが「直接責任」であるかそれとも「最終責任」であるかについて、「二重責任説」は、②の場合に免責されるのは最終責任であり、「直接責任」は免除されないとする²²。①と③の場合については言及していないが、①と③の場合には実質責任だけではなく直接責任まで免除されるとすると、このように免責事由の効力を区別するのは法律上の根拠がなく、①と③の場合にも最終責任しか免除されないとすると、これは免責事由を定める本来の趣旨に反する。

製造物責任は、製造者などに対しては一般不法行為責任より厳しい責任であるから、被害者と製造者などとの間の危険の公平な分配をはかるため²³、各国の製造物責任法は、製造者などが一定の免責事由の存在を証明するときは、その責任を免れることができるとしており²⁴、免責事由があるのに製造物責任法により先行賠償責任を負わせることはできない。中国の製品品質法がEC指令に倣って免責事由を定めるのは同じ趣旨であると解すべきであり、免責事由があるのに先行賠償責任を負わせるとするのは論理的ではないと思われる。

また、製品品質法42条2項は、「販売者は、欠陥製品の生産者を特定することができず、その欠陥製品の供給者を特定することもできない場合」に（のみ）無過失責任を負うとするが、販売者が、製品の欠陥は製品が製造者から販売者に引き渡されるときに既に存在したものであり、かつ、このような欠陥を発見できなかったことにつき過失がない場合、および欠陥製品の製造者または供給者を特定することができる場合でも先行賠償責任を負わせると、42条2項の規定はその存在の意義がなくなる。

③そして、二重責任説が最終責任について、先行賠償をした製造者が販売者に求償する際には過失責任により、先行賠償をした販売者が製造者に求償する際には無過失責任により求償するとして、無過失責任の適用範囲を製造者と販売者との求償関係に拡張するのは、法政策的な合理性が乏しいと思われる。つまり、製造物責任の意義は、無過失責任法理

により被害者の証明責任を軽減して、損害賠償訴訟における製造者（事業者）と消費者（個人）の不对等な関係を是正することにあり、あえて製造者と対等な関係にある販売者（事業者）に無過失責任を拡張する必要はないのではないかと思われる。

（3）製品品質法43条の解釈について

以上の製品品質法43条の経緯およびその解釈についての検討から、筆者は、43条により様々な誤解と混乱が生じており、製品品質法にこの条文を追加したことは不適切であると思われ、中国製造物責任法の立法趣旨を明確にし、法律の整合性を保つためには、43条を削除することが望ましいと考える。ただし、法律の改正がない現状では、解釈により問題の解決を図るしかないが、筆者は、次のような解釈を提言したい。

①被害者の損害賠償請求権の性格

43条は、「被害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる」と規定するが、その請求権の性格、すなわち、製造物責任と不法行為責任のどれに基づく請求ができるかについては明示していない。また、43条についての諸解釈もこの点については全く言及していない。

前記の立法経緯が示すように、43条は製造物責任だけを想定した規定とは言えず、欠陥製品により被害を受けた場合に、被害者は製造者と販売者に損害賠償を請求する権利があるということを強調するための規定であると解するべきである。したがって、41条および42条との関係から、製造者に対しては41条により製造物責任を追及できるが、販売者に対しては42条2項の場合を除き製造物責任の追及はできず、42条1項により不法行為責任を追及することとなる²⁵。このように被害者の損害賠償請求権を製造者に対する場合と販売者に対する場合とで区別することにより、43条と41条及び42条との整合性が図れると思われる。

②「先行賠償責任」の性格

43条における製造者と販売者の「先行賠償責任」については、責任の性格は考慮せずに、被害者から損害賠償を請求されれば、その請求に応

じて賠償しなければならないとするのが通説的な解釈であるが、このように「先行賠償責任」を絶対化するのは妥当ではない。このような解釈には、明確な根拠がない上、前述のような法律の整合性上の問題を生じさせるため、被害者の損害賠償請求権の性格に相応して、「先行賠償責任」についても、その責任の根拠法理と構成要件を明確にして、制限を加えるべきである。

すなわち、(a)製造者は、41条に定められている免責事由の存在を証明するときは、「先行賠償責任」を負わない。したがって、製造者が先行賠償責任を負うのは、主に完成品の製造者と部品・原材料の製造者との間、または実際の製造者と表示製造者との間のように、製造物責任法に基づいて、複数の者が同一の損害について連帯責任を負う場合であろう。(b)販売者は、欠陥の存在について過失がなければ「先行賠償責任」を負わない。したがって、販売者が「先行賠償責任」を負うのは、主に製造者により作り出された欠陥を過失により発見できなかった場合と販売者が「表示製造業者」に当たる場合などであろう。

43条について以上のように解釈すると43条と他の条文との矛盾は生じないと思われるが、このような解釈は43条がなくても当然のことであり、43条はそもそも存在の意義がない規定であるといえる。

（4）. 民法典草案と民法典試案における「先行賠償責任」について

「全国人大草案」と「社会科学院案」は、製品品質法と同じように製造者だけを製造物責任主体とし、販売者は原則としては過失責任しか負わず、製造物の製造者と供給者を特定できない場合にのみ補充的に無過失責任を負うような規定をしながら、また製造者と販売者はお互いに先行賠償責任を負うとする²⁶。「全国人大草案」と「社会科学院案」は、製品品質法の規定を踏襲しており、前記の製品品質法の問題点をそのまま抱えているといえる。

「人民大学案」は、民法通則122条と同じように製造者と販売者を区別せず、共に製造物責任主体とし、お互いに先行賠償責任を負うとするが²⁷、また、民法通則にはない製品品質法と同じような免責事由の規定を設けている²⁸。製造者と販売者を共に責任主体とするから、販売者は欠陥について過失がなくても先行賠償責任を負うこととなり、製品品質法にお

ける先行賠償責任の問題点が一部避けられるといえる。しかし、製品品質法のような先行賠償責任と免責事由との矛盾は依然解消できない。

すでに検討したように、筆者は、製品品質法43条はそれがなくても当然なことを定めているだけで、その存在の意義がないばかりか、解釈上の混乱を招いているからそれを削除するべきであると考えており、民法典には採用するべきではないと主張したい。

第3章 製造物

第1節 製造物の定義

製造物責任法の適用範囲は、一つは責任主体の範囲により画され、いま一つは製造物の範囲により画されるが、責任主体の範囲は製造物の概念に関して決定されるので²⁹、製造物の概念をどう定義するかは製造物責任法の適用範囲ひいては被害者の救済にかかわる重要な問題である。

アメリカでは、製造物責任法は各州の判例法の中で発展してきており、単一の成文法源はないが、各州の判例の趨勢を分析、整理して、製造物責任法の解釈ないし運用の方向を示す「不法行為法リステイトメント」をアメリカの製造物責任法の基準と考えることができる³⁰。1965年の第2次不法行為法リステイトメント402A条は、製造物について積極的な定義は示していない。そしてそのコメントdも、厳格製造物責任は、食品やその他身体に密接して使用される製品のほか、「最終利用者や最終消費者に届くと予期された状態または実質上それと同じ状態で販売される全ての製品に及ぶ」とし、例示的に自動車、タイヤ、飛行機などの製品を挙げるにとどまっている。そのため、厳格責任が適用される製造物であるか否かは、事例ごとに判断され、個別的に確定していくこととなり、裁判所の判断は完全には統一されていなかった³¹。1998年の第3次不法行為法リステイトメントは、「製造物とは、使用もしくは消費のために、商業的に配給される有体財産 (tangible property) をいう」と定義するが、不動産及び電気のような無体動産も、場合によっては製造物の範囲に含まれるとしており、製造物の範囲について厳格な制限を設けていない³²。

EC 指令は、製造物を「自然農産物及び狩猟物を除く、すべての動産」と定義しており、他の動産または不動産に組み込まれた動産および電気も製造物であるとする³³。ただし、自然農産物および狩猟物については、各加盟国が国内法において、これらを「製造物」と定めることもできるとしている³⁴。日本の製造物責任法は、「製造物とは、製造または加工された動産をいう」（2条1項）としており、不動産および製造・加工されていない動産は製造物責任法の対象外になっている。

中国の製品品質法は、その第2条に製造物の定義規定を置いている。製品品質法は、製品の品質に対する管理、監督に関する行政法の規定を主な内容とする、行政法と民事法の規定が混在する法律であり、製品（製造物）の定義規定は製造物責任を定める第4章ではなく、第1章（総則）に置かれているが、この定義は第4章の製造物責任の規定との関係を考慮して定められたと説明される³⁵。製品品質法は、「本法において製品とは、加工・製作を経て、販売に供される製品をいう。建設工事は、本法の規定を適用しない。但し、建築工事に使用された建築材料、建築部材・部品及び設備が前項に定める製品の範囲に属する場合は、本法を適用する」と規定するが、建築工事は、不動産のことであるから³⁶、製造物を動産に限定し、不動産は除外するのは、EC 指令や日本の製造物責任法と同じであるといえる。

第2節 製造物の要件

中国の製品品質法は、製造物の範囲を画する要件として、「加工・製作されたこと」と「動産であること」および「販売に供されること」を定めている。EC 指令は製造物を「産業的に製造された動産」に限定するべきであるとしており³⁷、日本の製造物責任法も製造物の範囲を「製造または加工された動産」に限定している。

製造物の範囲を「製造・加工された動産」に制限するのは、製造物責任は、大量生産・大量消費を前提として製造され、流通性を有する、工業的な製造物を対象として発展してきた責任法理であるからである。すなわち、「製造・加工」という要件は、製造物の工業的な属性を意味しているものであり、「動産」という要件は、製造物の流通性という属性

を意味しているものである。しかし、これは、製造物責任法による保護を最も必要としている領域が、大量生産・大量消費を前提として製造され、流通される、工業的な製品の欠陥に起因する被害であることを意味するのであって、製造物責任法がこのような領域にのみ妥当であることを意味するものではない³⁸。また、「製造・加工された動産」という要件は、その意味が必ずしも明確ではないため、解釈により明確にしなければならぬが、その解釈によっては、製造物の範囲が異なり、どのような立場に立って解釈するかが重要である。

1 「動産であること」

製品品質法は「動産」ではなく「製品」（言語は「産品」である、以下同）という用語を用いるが、不動産以外のものをいう点では、製品は動産と同義であると理解できる。

不動産を製造物責任法の対象にするか否かについて、製品品質法制定前に公刊された論著においてはあまり議論されていなかった。製品品質法の制定過程に提出された諸草案においては、不動産を製造物に含めたり、製造物から除外したりして、何回も変更があって立法者の考えは一貫していなかったが³⁹、結局製造物責任法の適用対象としないこととなった。不動産を製造物の範囲から除外する理由は、不動産には動産と違う特別な品質基準が適用されることと諸外国においても不動産は製造物から除外されているからだと説明するが⁴⁰、筆者は、不動産を製造物責任法の適用対象から除外する根拠は十分とは言えず、再検討する必要があると考える。

日本においては、立法前の諸提案や報告が不動産について製造物責任法の対象とするものとししないものに分かれていたが⁴¹、製造物責任法は、製造物を動産に限定し、不動産は対象外とした。不動産を製造物責任法の対象から除外することの理由については、①不動産の紛争の大部分が契約当事者間における目的物自体の性能に関するものであり、契約責任で対応が可能なこと、②第三者に対する被害については、土地工作物責任により被害者の保護が図れていること、③製造物責任が妥当するのは、大量生産・大量消費される動産であり、EC諸国でも不動産は製造物責任の対象とはされていないことなどが挙げられているが⁴²、不動

産を製造物から除外することについては、立法前から批判があり⁴³、立法後もなお強い批判がある。松本教授は、上記の不動産を排除する理由の、①については、住宅関係のクレームには、拡大損害を生じている例が少なくないうえに、分譲業者が建設をしていない場合には、買主は建設業者の契約責任を直接問うことはできない、②については、不動産の所有者や占有者に被害が生じた場合には、工作物責任は適用されないし、第3者が被害者となった場合は、工作物責任では、建築や販売に関わっていない現在の所有者や占有者を訴えることしかできない。現在の所有者や占有者は無過失責任を負わされるのに、建築業者や販売業者は過失がなければ求償義務を負わないのは公平ではない、③については、アメリカでは、不動産にも厳格責任を認める判例があり、第3次不法行為法リステイトメント（草案）では、新築建物の売主も製造物責任を負うとして、新築建物を製造物に含めていると反論する⁴⁴。

アメリカにおいては、第2次不法行為法リステイトメント402A条が動産供給者の責任を定める章の一条文であることもあって、不動産を除外するのが一般的であったが⁴⁵、欠陥不動産にも厳格製造物責任を適用する判例もあり、不動産の取り扱いについては見解が分かれていた⁴⁶。1998年に成立された第3次不法行為法リステイトメントは、不動産も「その配給および使用の場面が、有体動産の配給および使用と酷似していて、このリステイトメントに述べられているルールを適用することが適切である場合には、製造物である」とする⁴⁷。

また、EC指令は、製造物責任は、「産業的に製造された動産にのみ適用されるべきである」として、不動産は製造物に含まれないとするが、その実質的な原因は、不動産を含めるならば、工作物の建築業者に10年の瑕疵担保責任を認めるフランス法と抵触する可能性があり、フランスの反対によってEC指令の採択そのものが不可能になるという政策的な配慮であったと言われている⁴⁸。

中国の製品品質法が不動産を製造物の範囲から排除したのは、外国でも不動産を製造物としていないことをその理由の一つとしているが、上記のように、各国が不動産を製造物責任法の対象から排除することには、その妥当性を説明できる十分な根拠があるとは言えないと思われる。

製品品質法が不動産を製造物の範囲から除外するもう一つの理由は、

不動産は建設周期が長く、特殊な品質基準が適用されるため、他の製品と同じ法律を適用するのは難しいということである⁴⁹。しかし、不動産のこのような特殊性は、不動産の品質の管理、監督の面において他の製品と区別する理由にはなっても、製造物責任法の適用を排除する理由にはならない。製品品質法は、行政法の規定がその主な内容となっており、行政法の規範としては不動産を他の製品と区別する必要がある、不動産を製品品質法（行政法の部分）の適用対象としなかったのはその妥当性があるといっても、それが製造物責任法規範の適用まで排除することを正当化する理由にはならないと思われる。

中国では、不動産には製品品質法が適用されず、「建築法」⁵⁰が適用される。「建築法」は、建築業における建築工事の品質についての管理、監督に関する行政法の規定が主な内容となっているが、建築物により生じる損害の賠償については、「建築物の合理的な使用寿命期間内に、建築工事の品質の不合格により損害を受けた場合には、責任者に対して損害賠償を請求する権利を有する」と規定する（80条）。この規定は損害賠償請求権の性格を明示しておらず、その責任の性格が過失責任であるかそれとも無過失責任であるかは不明確であるが、不動産を製品品質法の適用対象としなかった理由の一つとして、外国でも不動産には無過失責任を適用していないことが挙げられていること、および責任要件を欠陥ではなく「品質の不合格」としていることから、無過失責任は含まれていないと解するのが妥当であると思われる。したがって、不動産に欠陥があり、その欠陥により被害を受け、不法行為責任による損害賠償を請求する場合には、被害者は無過失責任ではなく過失責任により損害賠償を請求することとなり、その欠陥につき建築業者などに過失があることを証明しなければならない。

日本においては、不動産を製造物責任の対象としない理由として、第三者に対する被害については、土地工作物責任により被害者の保護が図られていることが挙げられ、これについては、前記のような批判があった。中国の民法通則126条⁵¹は、日本民法の土地工作物責任に類似する建築物の所有者・管理者の責任を定めているが、それは過失責任であるため、日本のように所有者や占有者の無過失責任と建築業者や販売業者の過失責任との不均衡のような問題は生じないが、建築物による損害につ

いてはいずれの場合でも無過失責任を追及することができず、被害者にとっては日本の場合より厳しくなっているといえる。

「全国人大草案」と「社会科学院案」、「人民大学案」はいずれも製造物の範囲を動産に限定し、不動産は排除するが⁵²、以上の検討から、筆者は、中国の製品品質法が不動産を製造物の範囲から除外したのは、その根拠が乏しく、妥当であるとはいえず、被害者の救済のためには不動産にも製造物責任法を適用することが望ましいと考える。とりわけ、現在高度の経済成長期にある中国では、住宅建設をはじめ不動産の建設が空前の規模で行なわれ、事故とトラブルも多発しており、被害者の救済を強化するためには、不動産をも製造物として、製造物責任法を適用すべきであると考えられる。

なお、不動産に組み込まれた動産としての原材料や構成部品について、旧製品品質法には規定していなかったが、改正された製品品質法は、「建築工事に使用された建築材料、建築部材・部品および設備が前項に定める製品の範囲に属する場合は、本法を適用する」と明記している。日本では、不動産は製造物責任法の対象としないが、不動産の一部となった動産であっても、引き渡された時点で動産であるものは製造物責任法の対象となる⁵³。EC指令も不動産に組み込まれた動産は製造物責任の対象とする⁵⁴。

2 「製造・加工されたこと」

(1) 「製造・加工」の意義

中国の製品品質法は、「製造・加工」されたことを製造物の範囲を画する基準とするが、どのような行為をもって「製造・加工」として捉えるのかは明確ではない。

日本においては、一般に、「製造」とは、「原材料に手を加えて新たな物品を作り出すこと」を意味し、第二次産業における生産行為を意味するものとして用いられており、「加工」とは、動産を原材料としてこれに工作を加え、その本質を保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えること」を意味し、第一次産業や第三次産業における動産に対する人為的な処理も「加工」行為として、その加工品も製造物の範囲に取り込むことができるとされている⁵⁵。このような理解は、中国においても一

応の目安としては可能であると思われる。

しかし、このように「製造・加工」を理解しても、第二次産業における新たに作り出された製品が「製造物」であることには疑義が生じないが、第一次産業における生産物、特に自然農水産物などについては、それが「製造物」であるか否かを判断するのは必ずしも容易ではない。現実では、市場の商品は自然農水産物などの第一次産業の産品であっても、程度の差こそあっても、すべて何らかの人間の行為が加えられ生産・加工・流通されており、どのような行為は「製造・加工」に当たり、どのような行為は「製造・加工」に当たらないかを判断し、製造物とすべきか否かを判断するための具体的な基準はないからである。

したがって、ある行為が「製造・加工」に当たる否かについては、事例ごとに判断するしかないが、筆者には、人間の行為が欠陥を生じさせる原因であるか否かに着目して判断することが一つの原則になりうると思われる。つまり、生産物に欠陥を生じさせるような行為は「製造・加工」であり、そのような行為が加えられた生産物は製造物の範囲に含めるべきである。

(2) 自然産物の取り扱い

「製造・加工」という要件により製造物の範囲を判断するとき、特に問題となるのが農水産物などの自然産物の取り扱いである。

中国では、「製造・加工」という要件の意義についてはあまり検討されていないが、立法関係機関による解釈では、「製造・加工」されていない産品の例として鉱産品、第一次農産物、第一次畜水産物を挙げている⁵⁶。その具体的な範囲については、産品分類の国家基準である「GB7635-87（全国工農業産品分類およびコード）」に基づいて決めることとなるが、当該基準は、産品を26種類に分類し、その内のA類の農産品、牧畜産品および漁業産品とB類の鉱産品、林木産品は除外されるとする⁵⁷。これらの自然産物を製造物の範囲から除外するのは、これらの自然産物の品質は、「人間の意思や要求により決められるのではなく」、「外国でもこれらのものは製造物責任法の適用対象としていない」からだとする⁵⁸。

確かに、これらの自然産物は一般的な工業製品と違う特徴があり、製

造物責任法の適用対象としない国が多い。しかし、それらの国において自然産物に製造物責任法を適用しないことには必ずしも決定的な根拠があるとはいえず、様々な異論もあり、自然産物の取り扱いについてはまだ検討する余地があると思われる。

現代における農水畜産物は、かつてのように純自然の力により生産されるのではなく、人間の行為に大きく影響されている。人間は農薬、化学肥料、配合飼料などを使って栽培、養殖、飼育を行っており、遺伝子操作により品種と品質を自分の意思や要求にあわせてコントロールできるようにまでなっている。このように生産される現代の農水畜産物は、もはや従来の伝統的な自然産物とは違い、本質的には工業製品と変わりがないといってよいであろう。したがって、このような生産物を純自然産物と同じように製造物の範囲から除外するのは妥当ではないと思われる。

日本においても第一次農林畜水産物は、基本的に自然の力を利用して生産されるものであり、工業製品とは生産形態に著しい差異があるとして、製造物責任法の対象としていない⁵⁹。しかし、立法前には、製造物責任研究会の「製造物責任法要綱試案」をはじめ、私法学会における提案などが「未加工の自然産物」をも製造物としており⁶⁰、第一次農林蓄水産物を製造物責任法の対象から除外するについては、立法前から強い反対があり⁶¹、立法後も根強い批判がある⁶²。

EC指令は、製造物を「すべての動産」としたうえで、とくに未加工の自然農蓄水産物・狩猟物だけは除外するとしており、採掘しただけの鉱物や未加工の自然水も製造物に含まれることとなる⁶³。未加工の農畜水産物や狩猟物を排除する理由については、製造物責任は、「産業的に製造された動産のみに適用されるべきであり」、その理由から、農水畜産物および狩猟物は、「欠陥の原因となりうる産業的性質の加工をされた場合を除き、排除されるべきである」と説明する⁶⁴。しかし、これは建前論に過ぎず、未加工の自然物の全部ではなく、とくに農畜水産物などだけを排除したのは、EU特有の農漁民保護という特別の政治的配慮であるといわれている⁶⁵。このように、一部の自然産物を除外するのは、実質的には一つの政策的な配慮であるため、各加盟国は、消費者保護の必要性を考慮して、その国内法においてこれらの物を「製造物」と定め

ることができるとする⁶⁶。また、アメリカでは、未加工の自然産物にも厳格製造物責任が適用される⁶⁷。

このように、未加工自然産物を製造物とするか否かについての各国の対応は様々であり、その結論は法理論上の決着によるものではなく、政策上の判断の結果であるといえる。中国の製品品質法が未加工の自然産物を製造物から排除する政策的な判断の根拠は明確に示されておらず、この問題について十分な検討が行なわれたとは思われない。

私見では、現代の所謂「自然産物」については、一律に製造物責任の対象としないのは妥当ではなく、「自然産物」の欠陥が人の行為（栽培、養殖、飼育、採掘など）により生じる場合には、「製造・加工された」とみなして、製造物責任を適用するべきであると考え。そして、多くの場合、その「加工・未加工」の限界が曖昧で、実務上厳密に区別することが困難であるため、立法論としては、かつての日本の諸立法提案が提唱したように、自然産物をも製造物とすることが望ましいと考える。

また、中国の裁判実務においても、裁判所は「加工・未加工」という要件を厳格に適用していないように思われる。例えば、石炭に雷管が混入して、その爆発によって負傷した事件で、裁判所は石炭が製造物に当たるか否かはまったく問題にせず、製品品質法を適用して炭鉱の損害賠償責任を認めた⁶⁸。「製造・加工された」ことを製造物の要件とするなら、石炭の採掘行為は「製造・加工」にはあたらず、採掘しただけの自然産物である石炭による事故には、製造物責任法が適用されないはずであるが、裁判所は、「製造・加工」という要件にはこだわらなかったのである。

3 「販売に供されること」

製品品質法は、製造物の要件として「販売に供される」ことを定めているが、このような規定のし方には問題があり、妥当ではないと思われる。

まず、「製造物」であるか否かは、物自体の客観的な属性（製造・加工されたものであるか否か）により決めるべきであり、販売に供するか否かという製造者などの主観的な行為を基準に決めるべきではない。製造物の定義が答えるのは、まず個々の製造者とは関係なくある種の生産

物を全体として製造物責任法の適用範囲に含めるべきか否かの問題であり、販売に供するか否かは、ある製造物の製造者などが具体的な事案において製造物責任を負うべきか否かの問題として扱うべきであり、そもそも次元が違う問題で、製造物の要件とするのは論理的ではないと思われる。EC指令においては、一部の自然産物を除く、すべての動産を製造物としており、販売の目的があるか否かは製造物の要件ではなく、製造物の製造者の免責事由として定められている⁶⁹。日本の製造物責任法も、販売するか否かは製造物の要件としていない。

次に、このような規定方法は、EC指令のような規定方法より被害者の救済に不利である。製造物であることは製造物責任の成立要件であるから被害者である原告がその証明責任を負うことになる。製品品質法は、「販売に供する」ことを製造物の要件とするから、その証明責任は被害者が負うこととなるが、被害者が、ある製品を製造者が販売のために製造したか否かを証明するのは、場合によっては必ずしも容易ではない。EC指令においては、販売のために製造しなかったことは製造者などの免責事由として定められているから、その証明責任は被告側にあり、製品品質法より被害者に有利になっているといえる。

このように、「販売に供する」ことを製造物の要件とするのは、論理的ではなく、被害者の救済にも不利であるので、製造物の定義から「販売」という要件を削除するべきであると考ええる。「全国人大草案」と「社会科学院案」、「人民大学案」は、いずれも製品品質法と同じように製造物の定義に「販売に供する」という要件を定めているが⁷⁰、筆者には、以上のような考えから妥当ではないと思われる。

第4章 欠陥

製造物責任は、製造者などに損害賠償を請求する際の責任要件を、一般不法行為責任の「過失」から「欠陥」に変えることで、被害者の証明責任の負担を軽減し、被害者の救済を容易にすることを目的とする責任法理である。したがって、「欠陥」は製造物責任法の最も中核的な概念であり、製造物責任法の適用において最も重要な問題である。

第1節 欠陥の概念

1 「品質不合格」と「欠陥」

中国における最初の製造物責任の規定である民法通則122条は、「欠陥」ではなく、「製品の品質不合格」という用語を使用した。「製品の品質不合格」とは、製品が「製品の性能、安全性およびその他の特性に関する国の法規、品質基準または契約の規定に適合」していないことであり⁷¹、製品の安全性の欠如のみを意味する製造物責任法における「欠陥」とは同じ概念ではない。「品質不合格製品」には「欠陥」ある製品のほか、製品の安全性には影響のない瑕疵ある製品も含まれており、また、「品質合格製品」であっても「欠陥」ある製品でありうる。

122条が「品質の不合格」という用語を使用したことにより、無過失責任を定める立法趣旨が曖昧になって、122条が定める責任が無過失責任であるか否かについての論争が起こり、製造物責任の無過失責任化を否定する根拠の一つにもなったのである。

その後、製造物責任についての研究が深化するにつれ、一部の学者は、こうした立法上の誤りに注目し、製造物責任の規定に「製品の品質不合格」という用語を用いるのは不的確であり、122条の立法趣旨に合わないから、解釈論としては製造物責任法において一般的に使用される「欠陥」の概念と解するべきであり、法律を改正する際には「品質不合格」を「欠陥」概念に切り替えるべきであると提案した⁷²。製品品質法は、こうした指摘を受け入れ「品質不合格」の代わりに「欠陥」の概念を採用したのである⁷³。

2 欠陥の定義

製品品質法46条は、「本法において欠陥とは、製品に人身、他人の財産⁷⁴の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在することをいう。製品に身体の健康または人身、財産の安全を保障するための国家基準、業界基準がある場合は、当該基準に適合していないことをいう」と規定する。

この定義規定は、欠陥を「不合理な危険」としており、これは欠陥に関する外国の法律の規定と実質的には違いがないが、製品の安全基準を欠陥の判断基準として明記したのは諸外国の法律には見られない特徴で

ある。アメリカ第2次不法行為法リステイメント402A条は、欠陥を「不相当に危険な状態」としており、EC指令は、「人が正当に期待すべき安全性を備えていない」ことを欠陥としており、日本の製造物責任法は、「通常有すべき安全性を欠いている」ことを欠陥としているが、いずれも欠陥の定義規定には、製品の安全基準を欠陥の判断基準としては定めていない。

製品品質法の起草機関である国家技術監督局が作成した諸草案には欠陥の定義規定がなかった⁷⁵。国务院が国家技術監督局により起草された草案を審査、修正して立法機関である全国人民代表大会常務委員会に提出した草案には、「本法において欠陥とは、製品に他人の財産、人身の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在することをいう」と規定していたが⁷⁶、立法機関における審議の際に安全基準による欠陥の判断に関する内容が加えられ、現在のような規定になったのである。

3 欠陥の判断における「安全基準」の位置付け

製品品質法が「安全基準」を欠陥の判断基準として明記したことにより、欠陥の有無の判断と「安全基準」との関係が問題となる。すなわち、安全基準に適合していない製品は直ちに欠陥製品と判断できるか、安全基準に適合している製品でも欠陥製品と認定できるかである。これについては、立法機関による明確な解釈がなく、学説も分かれている。

以下においては、欠陥と安全基準との関係についての外国の法律と学説を参考に、欠陥の判断における「安全基準」の位置付けについて検討したい。

（1）諸外国における「安全基準」の位置付け

製品品質法が欠陥の定義規定に安全基準を盛り込んだのは、アメリカの判例法を参考にして、実務における欠陥の認定を便利にするためだと説明されている⁷⁷。

アメリカ統一製造物責任モデル法（以下、モデル法という）⁷⁸第108条は、欠陥と安全基準との関係について次のように定める。「損害を惹起する製造物の特性が、製造時において、設計または製造に関する法律上の規制基準または行政取締上の安全基準に合致していたときは、その製

造物は、第104条〔B〕項⁷⁹に定める欠陥がないものとみなす。もし、基準が警告または指示に関するものである場合には、第104条〔C〕項⁸⁰または第105条〔A〕項⁸¹に定める欠陥がないものとみなす。ただし、請求者が、合理的に思慮深い製造物の売主ならば追加的な損害予防措置をとることができ、かつ、とったであろうことを証拠の優越をもって立証したときは、この限りではない（108条A項）、「損害を惹起する製造物の特性が、製造時において、設計または製造に関する法律上の規制基準または行政取締上の安全基準に合致していなかったときは、その製造物は、第104条〔B〕項に定める欠陥があるものとみなす。もし、基準が警告または指示に関するものである場合には、第104条〔C〕項または第105条〔A〕項に定める欠陥があるものとみなす。ただし、製造物の売主が、当該事情の下ではその基準に合致しなかったことが合理的に思慮深い行為に当たることを証拠の優越をもって立証したときは、この限りではない」（108条B項）。

このように、モデル法は、製造物が安全基準に適合していると欠陥がないとみなし、また、安全基準に適合していないと欠陥があるとみなすとするが、証拠によっては、これを覆し、欠陥を認定または否定することができるとしており、安全基準に適合しているか否かと欠陥の有無とを区別しているといえる。

これに対して、第3次不法行為法リステイメント4条は次のように規定する。「製品が、関係する製品安全の立法もしくは行政規則に適合していないことは、その立法もしくは規則が減少させようとしている危険に関して、当該製品を欠陥ならしめる」（a項）、「製品が、関係する製品安全の立法もしくは行政規則に適合していることは、その立法もしくは規則が減少させようとしている危険に関し、当該製品が欠陥であるか否かを決定する際、適正に考慮される。ただし、法律問題としては、適合しているからといって、製品の欠陥の認定を妨げるものではない」（b項）。このリステイメントは、安全基準に適合している製品でも欠陥製品でありうるとするのは、モデル法と同じ立場をとっているが、安全基準に適合していない製品については、モデル法のように場合によっては欠陥を否定できるとはせず、安全基準への不適合そのものを欠陥としているといえる。

EC指令は、製造者が製造物を公的機関が定める強制的な基準にしたがって製造したことにより欠陥が生じた場合には、免責されるとするが（7条d号）、これは、国が製造者に対して、法律上一定の厳格に規定された製造方法を強制し、製造者は定められた方法に従うほかはない場面のことであり、製造物が普通の技術基準や法律上の安全基準に合致していることは、製造物の欠陥を否定し、免責される根拠にはならない⁸²。

日本の製造物責任法は、欠陥と安全基準との関係について定めていないが、解釈上および実務上では、安全基準は欠陥判断における重要な考慮事情の一つとなっている。しかし、行政上の安全基準は、製造物の製造、販売に際して充足すべき最低基準を定めた取締規定であり、民事上の製造物責任とは意義、目的を異にしているものであるため、その安全基準への適合不適合と欠陥の存否の判断は必ずしも一致するものではなく、安全規制に適合した製造物の事故についても、欠陥が認められ、製造者の製造物責任が追及されることがありうる⁸³、製品が安全基準に適合していなかった場合には、製品の欠陥が認められることが多いといえるものの、事情によっては、欠陥が認められないこともありうる⁸⁴。

（2）製品品質法における「安全基準」の位置付け

上記のように、各国において安全基準は欠陥の定義規定の中で定められておらず、したがって、安全基準は欠陥の要件ではなく、欠陥の判断における一要素となっており、安全基準への適合不適合を欠陥の存否と区別するのが一般的であるといえる。これに対して、中国の製品品質法は、安全基準を欠陥の定義規定に明記したことにより、安全基準が欠陥の判断要素ではなく、欠陥を判断する直接的な基準になっているといえる。

製品品質法の欠陥の定義について、国家技術監督局は、「製品が身体の健康または人身、財産の安全を保障するための国家基準、業界基準が定める安全、衛生規準に適合していないときは、欠陥ある製品とする。製品が社会において一般的に認められる安全性を有しないときも、欠陥ある製品とする」と解釈する⁸⁵。この解釈の前段は、安全基準に適合しない製品は欠陥製品であるとするのは明らかであるが、後段は、当該製品に安全基準があり、その安全基準に適合しても「社会一般に認められ

る安全性」を有しないと欠陥であるとするのか、それとも安全基準がない製品だけについて「社会一般に認められる安全性」に適合しているか否かによって判断することを意味するかは判然としない。

この問題については、製品に安全基準がある場合には、安全基準をもって欠陥の存否を判断し、安全基準がない場合にのみ、「社会一般に認められる安全性」を基準として欠陥を判断するとの見解と⁸⁶、安全基準がある製品についても「社会一般に認められる安全性」を基準として判断すべきであり、安全基準に適合することは欠陥製品ではない証明にはならないとの見解に分かれている⁸⁷。

製品品質法が「安全基準」を欠陥の判断基準として明記したことについては、一部の学者が、欠陥を「不合理な危険」とする46条前段の規定と矛盾するとして、その削除を主張するが⁸⁸、多くの学者は、この規定は安全基準に適合する製品についても欠陥製品であると判断する可能性を排除しておらず、安全基準を欠陥の判断基準とすることで、被害者が欠陥を証明することが容易となり、裁判所が欠陥を認定するにも便利であるとして、おおむね肯定的である⁸⁹。

しかし、筆者には、製品品質法が安全基準を欠陥の定義規定に明記し、欠陥の要件とするのは妥当ではなく、誤解が生じやすいため、欠陥の定義規定から削除することが望ましいと思われる。そして、現在の法律の下では、解釈により、安全基準は欠陥を判断する直接的な基準ではなく、欠陥の判断における考慮すべき諸要素の一つであることを明確にすることが重要であると考えられる。

すなわち、安全基準への適合不適合は、欠陥の存否を主張する有力な理由にはなりうるが、欠陥の存否を証明する直接的な根拠にはならず、製品が安全基準に適合することを製造者側が証明しても、それだけでは欠陥の不存在の証明にはならない。被害者は、安全基準に適合する製品についてもその安全基準に不備があり、当該製品に「社会一般に認められる安全性」を欠く「不合理な危険」が存在することを証明すれば、「欠陥」そのものを証明したこととなり、裁判所もその「不合理な危険」をもって欠陥を認定できる。

また、安全基準に適合していない製品は、多くの場合実際にも欠陥製品でありうるが、論理的には安全基準への不適合と欠陥とは異なり、安

全基準に適合しないことは欠陥を推定する根拠にはなっても、欠陥を直接認定する根拠にはならないはずである。ある製品が欠陥製品であるか否かは、安全基準を含む当該製品にかかる諸事情を総合的に考慮して、当該製品が「不合理な危険」を有しているか否かによって判断されるべきである。

このように、安全基準を欠陥の要件ではなく、欠陥を判断する諸要素の一つと位置付けることにより、被害者は安全基準に適合する製品についても欠陥の存在を主張できる一方、安全基準への不適合を主張しても欠陥が認められない可能性はあるが、安全基準に適合していないのに欠陥が認められないのはあくまでも極めて例外的な場合であろうし、また、そのような場合にはたとえ「欠陥」を認定しても、実際には「欠陥」と損害との因果関係が認められないことになりうるから、そのような場合まで欠陥を認めるのは妥当ではないと思われる。

製品品質法が安全基準を欠陥の定義に明記することにより生じうるもう一つの問題は、安全基準への不適合が責任要件となって、安全基準がある製品については、その欠陥を証明するためには、安全基準に適合していないことを証明しなければならないことである。一般的に、安全基準は具体的で明確なものであるため、安全基準への不適合をもって欠陥を証明するのは、様々な要素の複雑な考量を経て、抽象的な「不合理な危険性」を証明するより容易であるといえる。しかし、事案によっては、被害者が欠陥を証明するため、事故製品に安全基準があるか否か、どのような安全基準がどこにあるかを調べ、製品がどのように安全基準に適合していないかを証明するのは、必ずしも「不合理な危険性」を証明するより容易ではない。危険が明白で、一般人の常識によっても欠陥であることが判断できるような場合には、安全基準を用いないほうが被害者の救済に有利であろう。

中国では、民法通則122条および製品品質法の製造物責任規定により、無過失責任（欠陥責任）としての製造物責任が法律上はすでに確立されたといえる。ところが、民法通則122条が「欠陥」ではなく「品質の不合格」という用語を使用し、製品品質法制定後も122条と製品品質法を同時に適用するため、裁判実務においては製造物責任の要件を「品質の不合格」と解して、「品質不合格」と「欠陥」とを区別せず、「品質不合

格」製品については損害賠償責任を認めるが、「品質合格」の製品については「欠陥」製品ではないとして責任を認めないことがある。

例えば、ガス湯沸器に不完全燃焼の際の自動保護装置がなかったため起った一酸化炭素中毒事故について、事故当時の安全基準では、自動保護装置の取り付けが要求されなかったため、裁判所がガス湯沸器は合格製品であるとして、被害者の損害賠償の請求を認めなかった事例がある一方⁹⁰、自動保護装置が義務付けられてから起った事故については、自動保護装置がないのは不合格製品であるとして、損害賠償を認めた事例がある⁹¹。

安全基準への適合不適合と欠陥の有無とは必ずしも一致するものではなく、安全基準に適合しても不相当に危険な製品については欠陥を認定し、製造者の損害賠償を認めるべきである。製品が欠陥と評価されるのは、安全基準に適合しないからではなく、不合理な危険性を有するからであり、裁判所が単に安全基準により欠陥の有無を判断するのは妥当であるとはいえない。

このような裁判実務の現状では、製品品質法が「安全基準」を欠陥の定義に明記したことにより、欠陥であるか否かを「不合理な危険性」の有無ではなく、安全基準への適否により判断する可能性は否めず、欠陥の概念および欠陥の判断についてのこのような誤解をなくすためにも、製品品質法の定義から「安全基準」を削除することが必要であろう。

(3) 民法典草案・民法典試案における安全基準の位置付け

「社会科学院案」は、製品の安全性に関する国家基準と業界基準は欠陥の有無を判断する基準にはならないと、製品品質法の欠陥の定義規定の問題点を指摘し⁹²、欠陥を「製造物に他人の人身、財産の安全を脅かす不合理な危険が存在すること」と定義し⁹³、製品品質法のように安全基準による欠陥の判断を明記しない。「人民大学案」は、「欠陥とは、製造物に人身、他人の財産の安全を脅かす不合理な危険が存在することを言う。製造物に身体、健康、人身、財産の安全を保障するための国家基準、業界基準がある場合は、当該基準に適合していないことをもって欠陥が存在することと看做す」と規定して、製品品質法と同じように安全基準を欠陥を判断する直接的な基準とするが、また、「但し、当該基準

が製造物に欠陥が存在しないことを保障できるものではないことを証明できる場合は、この限りではない」と規定して、安全基準に適合する製品でも欠陥ある製品と認定されることがありうるとする。「全国人大草案」は、欠陥の定義規定を設けておらず、欠陥の定義については製品品質法の規定をそのまま用いることとなる⁹⁴。

「人民大学案」の欠陥の定義の但し書きは「全国人大草案」と異なるが、安全基準を欠陥の直接的な判断基準と位置付ける点においては同じであり、前述のような理由により「人民大学案」と「全国人大草案」の定義規定は妥当ではないと思われる。そして、「社会科学院案」の規定は、製品品質法の規定の不備を見直して安全基準を欠陥の判断基準としておらず、妥当であると思われる。

第2節 欠陥の判断

製造物責任法における欠陥概念は、本来的に一定の価値判断を伴うものであり、その価値判断における判断基準と判断要素をどのように定めるかが重要な問題となる⁹⁵。しかし、中国では欠陥の判断基準と判断要素に関する研究がほとんど展開されておらず、この問題に関する諸外国の法律と学説は、中国における同問題の研究と実務に大いに参考になるとと思われる。このような考えに基づいて、以下においては欠陥の判断基準と判断要素について、日本など外国の法律と学説を参考に検討したい。

1 欠陥の判断基準

(1) 標準逸脱基準

標準逸脱基準は、製造物がその通常の状態から逸脱していた場合において、欠陥の存在を認定しようとする考え方である⁹⁶。

したがって、何をもって、製造物の通常の状態と理解するのかが問題となるが、アメリカ第3次不法行為法リステイトメントは、「製品がその意図された設計から逸脱している」ことを製造上の欠陥として⁹⁷、製品の意図された設計を製造物の通常の状態であるとし、それからの逸脱を欠陥と捉えている。

そもそも、製造上の欠陥事例は、製造者が設計上意図したところと異

なる製品が製造された場合であるから、問題となった製品をその製品の設計や仕様あるいは同一の設計や仕様によって製造された他の製品と比較することによって、その製造物が欠陥製造物であるか否かを判断することができるといわれており⁹⁸、アメリカでは、製造物が設計や仕様から逸脱している事実そのものが責任基準としての欠陥を構成するものと解されている⁹⁹。

しかし、製造物が設計や仕様から逸脱していても、その逸脱によって製造物の安全性が失われていないか、または欠陥であると判断されるほどの危険性を有しないこともありうるから、標準からの逸脱そのものを欠陥とするのは、厳密にいうと妥当ではないと思われる。欠陥は製造物が本来の設計や仕様から逸脱していることだけではなく、他の諸考慮事情とともに総合的に判定されるべき性質のものであり¹⁰⁰、そして、製造物の標準逸脱そのものを欠陥として構成するのではなく、標準逸脱をもって製造物が「通常有すべき安全性」を欠如しているものと推定するのがより妥当であると思われる。すなわち、製造物の標準逸脱をもって欠陥判断の前提となる安全性の欠如を推認させる事実と構成し、その逸脱によって実際に事故が生じた場合には、欠陥を認定できるとするべきである¹⁰¹。

標準逸脱基準により欠陥の有無を判断する際、製造者の意図より逸脱したことが原因で事故が生じた場合には、これをもって製造物の欠陥と判断することができるが、逆に、製造者の意図とおりに製造された製品であれば、欠陥はないと判断されるわけではない。製造者の設計が行政上の安全規制ないしその社会的に相当とされる安全性の水準に達していない場合は、設計上の欠陥があると判断されることがありうる。

製造物責任における厳格責任を最初に確立したアメリカ第2次不法行為法リステイトメントが成立する当時は、製造物責任事件の大部分を占めているのが製造上の欠陥であったが、現在に至っては、製造物責任の中心的な問題が、設計上の欠陥ならびに表示・警告上の欠陥になっており¹⁰²、標準逸脱基準により欠陥を判断することの意義は減少したと思われる。また、日本においても製造物責任が問題となるのは製造上の欠陥より設計上の欠陥および指示・警告上の欠陥であり、製造上の欠陥はその判断も容易であるため、標準逸脱基準はあまり重視されていないよう

に思われる。

これに対して、中国では、依然製造上の欠陥が欠陥製品の大半をしめており¹⁰³、標準逸脱基準により欠陥を判断することの意義は日米などの先進国より大きいといえる。標準逸脱基準による欠陥の判断は、複雑な価値判断を介在せず、直接に行なうことが可能な場合が多いため、原告が欠陥を主張しやすく、製造上の欠陥による被害が多い中国では、裁判実務に積極的に取り入れて、欠陥についての被害者の証明責任の軽減に活用するべきであると思われる。

標準逸脱基準は、製造上の欠陥の判断には妥当するが、製造物責任の中心的な問題である設計上の欠陥および指示・警告上の欠陥の判断には妥当しない。すなわち、設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥の場合は、製品は製造者が意図した設計や仕様に従って製造されており、指示や警告も意図どおりになされているため、直接的に欠陥の有無を判断できる基準がなく、設計仕様や指示警告自体が適切であったか否かという価値判断が介在せざるを得ない。そして、このような価値判断を行なう際の基準として、消費者期待基準と危険効用基準が提唱されている。

（2）消費者期待基準

消費者期待基準は、アメリカ第2次不法行為法リステイトメント402 A条において提示された欠陥の判断基準であるが¹⁰⁴、製造物が通常の消費者が期待する安全性を欠く場合、すなわち、通常の消費者が予期する以上に危険なものである場合に、欠陥が存在するとする考え方である。消費者期待基準は、アメリカで最も広く適用されていたが¹⁰⁵、次のような問題点が指摘されていた¹⁰⁶。①消費者期待基準は、その期待の内容を「通常の消費者」の期待とするが、実際には、陪審員や被害者などの特定の者の主観的な知識を基準として、消費者の期待を判断する傾向がある、②高度な科学的知識に基づく判断が要求される製造物の場合には、消費者の安全性についての期待が不明確なため、期待の程度は、専門家の証言によらざるを得ず、このような期待は、「通常の消費者」の期待とはいえない、③明白な危険を有する製造物の場合には、消費者は安全性を期待することができず、消費者期待基準によっては欠陥の存在を肯定できなくなる¹⁰⁷。

そして、第3次不法行為法リステイメントにおいては、危険効用基準が設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥の判断の判断基準と採用され、消費者の期待は、危険効用基準による欠陥の判断における考慮要素の一つになっている¹⁰⁸。

EC指令は、製造物の欠陥は、「一般人によって正当に期待されうる安全性の欠如を基準として決定されるべきである」（前文第6文節）として、製造物は、「人が正当に期待しうべき安全性を備えていないときに、欠陥があるものとする」（6条1項）としている。ここでいう「一般人」とは、「一般消費者」と理解でき、EC指令は欠陥の判断において、消費者期待基準をとっているといわれている¹⁰⁹。そして、安全性期待の主体は、具体的な事例での被害者でもなく、消費者団体でもない、「一般平均人」であり、欠陥の有無は、「一般平均人正当期待度」を基準として判断されることになる¹¹⁰。

日本においては、立法前のいくつかの立法案、立法提案が、消費者が期待する安全性を備えているか否かを基準として欠陥を判断するよう提案したが¹¹¹、製造物責任法は、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を欠陥として、欠陥の判断における考慮要素を示しただけで、判断の基準となる主体は明示されていない。製造物責任法に関する国民生活審議会消費者政策部会の最終報告は、「欠陥を判断する際に基準とすべき主体については、製造者、消費者も含めた社会にあるべき期待の内容を具現するという意味で「通常人」とするべきである」としており¹¹²、日本の製造物責任法は、消費者の期待を独立した欠陥の判断基準としていないようにも思われる。ただし、法律が欠陥の判断基準を「通常有すべき安全性を欠いていること」という極めて抽象的で中立的な基準にしているから、解釈上は消費者期待基準につなげることも可能であり、学説上は、消費者（一般的合理人）期待基準の採用を支持する意見が有力に主張されている¹¹³。

中国の製品品質法は、欠陥を「不合理な危険を有すること」と極めて抽象的に定義し、日本法と同じように判断の基準となる主体は明示していないから、解釈論としては、欠陥の判断において消費者期待基準を採

用することが可能であり、また、製品品質法が「安全基準」による欠陥の判断を明記したのも、消費者期待基準の採用を妨げることにはならないと思われる。

（3）危険効用基準

危険効用基準は、製造物の有する危険性と有用性とを比較し、危険性が有用性を上回る場合において、欠陥の存在を肯定する考え方である¹¹⁴。すなわち、製品の効用が大きく、その危険を避けようとする、効用が害されるか過大な費用を要する場合には、たとえその製品が事故の原因となったとしても、欠陥があるとはいえないとする。

危険効用基準を実際に適用しようとする場合、まず問題となるのは、製造物の危険と効用を比較考量するにあたって、どのような要素を考慮すべきであるかということである。欠陥の判断において考慮すべき要素は事例によって異なるため、すべての考慮要素を統一的あるいは網羅的に列挙することはおよそ不可能であるといえるが、アメリカでは、危険効用基準における考慮要素の基本となるのが、ウェード教授が提示した次の七つの要素である¹¹⁵。①製品の有用性と必要性—使用者および公衆一般に対する効用、②製品の安全性—製品が損害を引き起こす蓋然性およびその場合の損害の予想される重大性、③同じ需要を満たし、より危険ではない代替製品の入手可能性、④その効用を害することなしに、またはその効用を維持するのに過度の費用をかけることなしに製品の危険性を除去する製造者の能力、⑤製品の使用にあたって注意を払うことによって危険を回避できる使用者の能力、⑥製品の明白な状態についての一般公衆の知識、または適切な警告や指示により、製品に内在する危険について使用者が認識する可能性およびその危険の回避可能性、⑦製品の価格または保険により損失を分散することの可能性。

アメリカでは、危険効用基準は消費者期待基準と並立する欠陥判断基準として採用され¹¹⁶、一部の州では、第一次的に消費者期待基準により欠陥を認定し、それで欠陥を認定できなかった場合には第二次的に危険効用基準により欠陥を判断していたが¹¹⁷、第3次不法行為法リステイメントは、製造上の欠陥については標準逸脱基準により判断し、設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥については危険効用基準を採用しており、

消費者の期待は独立した欠陥判断基準ではなくなっている。

EC 指令は、欠陥の判断において消費者期待基準を採用しており、危険効用基準は、製造者側の論理であり、消費者期待基準との対極であるとして批判されている¹¹⁸。

日本の製造物責任法は、欠陥の判断基準について明確な規定をしていないが、学説上は、危険効用基準について肯定的な意見もあるし¹¹⁹、批判的な意見もあるが¹²⁰、多数を占めているのは、危険効用基準と消費者期待基準を組み合わせた基準（危険効用基準をもって一般的な消費者の期待の判断基準とするもの、消費者期待基準を基本にしつつ危険効用基準を総合判断の一要素として加えるもの、など）を提唱する折衷説ないし併用説である¹²¹。

中国の製品品質法は、欠陥の判断基準については明記していないが、学説上は、危険効用基準をもって欠陥の判断基準とする主張がある¹²²。ただし、中国における欠陥についての議論は基本的には製品品質法の条文自体に対する簡単な解釈にとどまっており、法律の条文に明示されていない欠陥の判断基準については、具体的な検討が行なわれていないのが現状である。

（４）消費者期待基準と危険効用基準との関係について

以上のように、欠陥の判断基準として、製造上の欠陥については標準逸脱基準が提唱され、設計上の欠陥と指示警告上の欠陥については、消費者期待基準と危険効用基準が提唱されているが、標準逸脱基準により製造上の欠陥を判断することは、基本的には異論がなく認められており、問題は消費者期待基準と危険効用基準との関係であるといえる。

アメリカでは、危険効用基準を基本にしつつ消費者期待基準を危険効用基準による欠陥の判断における考慮要素の一つとしており、EC 指令は消費者期待基準を採用しているが、EC でも欠陥の判断において危険効用分析の方法を用いるべきだという見解が主張されており¹²³、実際に何が消費者の期待（「一般平均人の正当な期待」）かを判断するときは、危険効用基準において考慮される諸要素を絶対に排除することはないと思われる。たとえば、消費者期待基準を採用する場合、製品の価格によって期待される効用と容認できる危険の程度が違うことがあるし、代替的

設計の可能な製品であるか否かによっても安全性に対する期待が違うことがありうるが、これらは危険効用基準においても考慮されるものである。また、すでに言及したように、日本では消費者期待基準と危険効用基準を組み合わせる併用説が主流である。

製造物責任法の本来の目的は消費者の保護を強化することであり、消費者期待基準は本質的にこの目的に適しているといえる。しかし、消費者期待基準における「消費者の期待」は、観念的で不明確であるため、実際に欠陥を判断するには具体性を欠き、客観的な評価が難しい。一方、危険効用基準は、より具体的な判断要素により欠陥を客観的に判断することができるが、その掲げる要素は、その証明のための資料のほとんどが製造者側にあり、危険効用基準により欠陥を判断することとなると、消費者は明らかに不利となるため、公正ではなく、危険効用基準は、結局、製造者側に有利な論理であるといわれるのである¹²⁴。

そこで、筆者は、日本で提唱されている消費者期待基準と危険効用基準の併用説が、上記のような両基準の問題点を解決でき、中国における欠陥の判断基準の理論に取り入れるべきであると考え。つまり、消費者期待基準は、欠陥の有無を判断する基準というよりは、様々な要素を考量する過程で、各要素の評価を消費者の立場に立って行なうという、評価の基本的な立場を示すものと考えべきであり¹²⁵、危険効用基準は、それを独立した判断基準とするのではなく、その判断要素を、製造物の安全性に対する消費者の期待値を定めるための考慮要素とするべきである¹²⁶。

このようにすることにより、消費者期待基準の立場を維持しつつ、客観的、合理的に欠陥の有無を判断することができるのではないかと考える。

2 欠陥の判断要素

（1）欠陥の判断要素の法律上の扱いについて

各国の製造物責任法は欠陥の定義規定を設けているが、これらの規定は高度に規範的かつ抽象的であるから、ある製造物が欠陥製造物であるか否かを判断するためには、その製造物にかかる諸般の事情を総合的に考慮するしかない。製造物の欠陥の判断を適正に行ない、法適用の安定

性を確保するためには、できるだけ考慮要素を明確にすることが必要であるが、そうであるからといって、考慮すべき要素を法文上多く明記すると、それらが原告が証明すべき法律要件となり、被害者の立証負担が過大になり、製造物責任法の最大の目的である被害者の迅速かつ適切な保護を図ることができなくなってしまうことが懸念される¹²⁷。

欠陥の判断要素を法律に明記するか否かについて、日本では、できるだけ多数の事情を考慮すべき要素として明記すべきであるとする産業界の要望と¹²⁸、考慮要素を多く明記することに批判的な消費者側の意見が対立していたが、製造物責任法は、このような対立する立場の要請の調整を図って、欠陥判断の考慮要素の重要性、共通性、中立性などを考慮して¹²⁹、「当該製造物の特性」、「その通常予見される使用形態」、「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」の三つを列挙し、これらの事情および「その他の当該製造物にかかる事情」を考慮して当該製造物の欠陥を判断するとしている（2条2項）。

EC指令は、欠陥を判断する際の考慮すべき事情として、「その製造物の表示」、「その製造物の合理的に予期されうる使用」、「その製造物が流通に置かれた時期」を例示している。EC指令と比べると、日本の製造物責任法は、「製造物の表示」の代わりに「製造物の特性」を定めているが、立法関係者は、「製造物の特性」の中には「製造物の表示」も含まれると説明しており¹³⁰、EC指令と実質的には変わらない旨の理解を示している。

中国の製品品質法は、欠陥の判断要素を定めておらず、立法過程及び立法後も、欠陥の判断要素についての検討はほとんど見られない。しかし、法律に明記されているか否かにかかわらず、欠陥の判断は当該製造物に係る諸事情を総合的に考慮して行なわなければならないことはいうまでもない。そして、EC指令と日本の製造物責任法が定める欠陥の判断要素は、中国における製造物の欠陥を判断する際にも同様に考慮されるべきものであり、日本における欠陥の判断要素についての研究は、このような研究が展開されていない中国にとって大きい参考の価値があると思われる。

このような考えから、以下においては、中国の事情を念頭に置きながら、欠陥の判断要素について、日本における議論を中心に検討すること

にしたい。

（2）「製造物の特性」について

イ 「製造物の特性」を考える視点

個々の種類の製造物はそれぞれの特性があり、製造物の欠陥を判断する際には、このような特性を考慮しなければならない。日本では、欠陥の判断において考慮すべき「製造物の特性」として、「製造物の効用・有用性」（危険との比較考量）、「製造物の表示」（事故を防止するための指示・警告など）、「製造物の価格対効果」（同価格帯の製造物の安全性の水準との関係）、「製造物の通常使用期間・耐用期間」、「被害発生の蓋然性とその程度」などが挙げられている¹³¹。これらは、欠陥の判断において考慮される事情ではあるが、しかし、そのほとんどは、その本来の性質と情報の偏在などから、製造者しか知り得ない被害者が証明するのが困難なものであるため、実際の事案において欠陥を判断する際には、消費者の保護という製造物責任法の目的に即して、製造者の立場ではなく、消費者の立場に立って、これらの判断要素を解し、考慮することが重要であると考えられる。

すでに述べたように、筆者は、欠陥の判断においては、消費者期待基準の立場に基づいて、危険効用基準における諸判断要素は、製造物の安全性に対する消費者の期待値を定めるための考慮要素とするべきであると考えている。この立場から、本来は製造者側の事情である上記の「製造物の特性」の諸事情は、消費者に理解された事情にならなければならないと考える。すなわち、これらの諸事情は、消費者が製造物を購入、使用・消費するか否かを定めるために考慮できる状態になっていなければ、製造者がこのような「製造物の特性」をもって製造物の欠陥を否定することは認めべきではない¹³²。

たとえば、「製造物の価格対効果」は、欠陥の判断要素となりうるが、ある価格帯の製品の安全性がそれより上の価格帯の製品に劣ることが、製造者側から見れば、「価格対効果」の関係で合理性があり、製造業者にとっては常識であっても、それが消費者に認識されておらず、社会一般人の常識にはなっていない場合には、このような「価格対効果」は欠陥を否定する根拠にはならない。また、「製造物の効用と危険」の比較

考量が必要ながあるが、ある薬品に副作用がある場合、使用者がその危険性と有用性を比較考量できるほど、その薬品の性質が使用者に認識されていない場合には、その効用が危険性より大きく、社会的に有用であることをもって欠陥を否定することはできないはずである。

ロ 「製造物の表示」

製造者は、「製造物の有用性と危険性」、「製造物の価格対効果」、「製造物の使用期間・耐用期間」、「被害発生の蓋然性とその程度」などを考慮して製品を製造することになり、製造物の欠陥を判断する際にもこのような事情が考慮されることがありうるが、このような事情は本来は製造者側の事情である。しかし、製造者は、製造物を製造する際このような事情に対する「消費者の期待」を考慮しなければならない。また、製造者がこのような事情をもって欠陥を否定するためには、これらの事情が消費者に認識されていなければならないが、そのために欠かせないのが「製造物の表示」である。

日本の製造物責任法は、「製造物の特性」を欠陥の判断要素として定め、「製造物の表示」は、「製造物の特性」の一つと解されているが、EC指令は「製造物の表示」を三つの欠陥の判断要素の一つとして明記しており、日本の製造物責任法の「製造物の表示」に含まれるとされる諸事情は、欠陥の判断要素となっていない¹³³。

中国の製品品質法は、欠陥の定義規定には、欠陥を判断する際の考慮すべき要素について定めていないが、その27条、28条において、製造物についての製造者の表示義務を定めており¹³⁴、欠陥を判断するにはこのような「製造物の表示」が考慮されるべきであると思われる。

(イ) 「製造物の表示」の意義

「製造物の表示」は、欠陥の判断において重要な意義がある。その意義は次のように理解できるとと思われる。

まずは、すでに言及した「製造物の特性」の諸事情を、製造者側の事情（意図、考量）から消費者側の事情（認識、期待）に変える機能である。製造者がなす「製造物の表示」は、消費者がある製造物を使用するか否かを定めるに足る程度の表示（製品の一般説明、特性の指摘、使用方法、注意事項など）でなければならない。

次は、危険回避の機能である。現代社会の製品は、特に製品に表示・

警告を付しなくても、製品の外形から十分な情報が表示・伝達される伝統型の製品より、製品の用途、機能、構造およびその使用方法、危険性とその回避方法などが利用者にとっては明らかではなく、それらの情報を製造者などがもっぱら保有している現代型の製品が主たるものである¹³⁵。このような現代型製品の安全な使用のためには、製品に関する説明、指示・警告などの表示が不可欠である。多くの製造物は、特定の有用性をもっていると同時に、ある程度の危険性をも内在しており、このような製品については、その危険な性質による事故を防止するための指示・警告の表示や使用説明と製造物自体とは一体となっており、このような「表示」が欠如すると、製造物に欠陥（製造上あるいは設計上の欠陥）がなくても、「表示・警告上の欠陥」がある製造物と評価され、製造者は製造物責任を負うこととなる。

（ロ）表示・警告の適否の判断基準

「製造物の表示」は、それが適切であるか否かによって、製造物の欠陥の有無が左右されるのであるが、「表示」が適切であるか否かは、個々の種類の製品の性格によって、ケース・バイ・ケースで判断されるべきであるから、すべての製品について、すべての場面に適する判断基準もしくは判断要素を列挙するのは不可能である。そして、各国の製造物責任法は、「製造物の表示」の評価基準については明記しないのが一般的である。

しかし、アメリカでは、欠陥を製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥に分類するのが判例法上一般化されているため、指示・警告（「製造物の表示」）が適切であるか否かを判断する際の考慮要素についても、より具体的に示されている。アメリカ「統一製造物責任モデル法」は、製造物に付された指示・警告が適切であるかを判断するための考慮要素として、①製造者の製造物の危険性および発生可能な損害に対する認識能力、②使用者による製造物の危険性および発生可能な損害に対する認識能力についての製造者の予期能力、③適切な警告・指示を与える技術的および実際的可能性、④警告・指示の明確さ、⑤警告・指示の適切さを挙げている（104条C）。

そして、警告が十分であると評価されるためには、一般的に、①製品の使用中どんな危険に遭う可能性があるかを知らせること、②その危険

を避けるための方法を説明すること、③警告に従わないことの結果を説明することが必要であるといわれている¹³⁶。

ところが、第3次不法行為法リステイメントは、「製品の警告および指示の適否を評価できる易しいガイドラインは存在しない」として、指示・警告上の欠陥の判断要素について明示していない¹³⁷。

結局、指示・警告の適否を判断する画一的な基準ないし方法を提示することは不可能であり、そのような基準を求めることには、あまり実益がないと思われる。ただし、一般論としては、次のようなことが重要であると思われる。

まず、指示・警告が必要であるか否かは、単なる製造者側の認識ではなく、製品の有する危険性に対する消費者の理解程度及び被害防止能力の如何により判断されるべきである、ということである。たとえば、一般的に「明白な危険」を有する製品について、製造者は指示・警告の義務を負わず、その製品の使用者が高度な注意義務を負うこととなるが¹³⁸、何が「明白な危険」であるかは、製造者にとっては「明白な危険」であっても、消費者にとっては必ずしもそうではなく、指示・警告が必要とされることがありうる。そして、このような危険について、それが「明白な危険」であるといつて、指示・警告を不用とするのは妥当ではない。

次に、製造者のなす指示・警告は、その内容が消費者に正確に理解されるようになっていなければならない、ということである。製造者が製造物の危険性およびその回避方法について表示したとしても、その表示が消費者に正確に理解されるようになっていなければ、その表示は不適切な表示であり、表示の義務を果たしたとはいえない。たとえば、指示・警告があまり抽象的で曖昧であるため、具体的な危険の防止には役に立たない場合、反対に、指示・警告が多すぎて、かえってその内容が一般消費者として理解しにくくなっている場合には、指示・警告による免責は認めるべきではない。

(ハ)「製造物の表示・警告」が問題となった裁判例

中国では、欠陥の判断における「製造物の表示」の意義についてあまり検討されておらず、裁判実務においては、不当に製造者の責任を認めたり、責任を免除したりすることがある。

事例一。

浴室でガス湯沸器を使用中、一酸化炭素中毒により死亡した事件で、当該湯沸器には不完全燃焼防止装置がなく、使用方法および不完全燃焼によるガス中毒の防止について適切な指示・警告もなかったが、裁判所は、当時はガス湯沸器に不完全燃焼防止装置の取り付けが要求されておらず、当該製品は国家基準に適合する合格製品であり、ガス湯沸器に不完全燃焼の危険があるのは周知のことであり、事故の原因は通風性が悪い浴室で長時間使用したことにあるとして、被害者の損害賠償請求を認めなかった¹³⁹。

このような事例においては、まず、製品が当時の安全基準に適合しても、不相当に危険である場合には欠陥を認定するべきであり、安全基準に適合するとして欠陥を認定しないのは妥当ではない。そして、製造者が製品の危険性と危険防止のための適切な指示・警告をしなかったことをもっても欠陥を認めるべきであると思われる。製品を使用する際被害者に誤使用など過失があっても、それは過失相殺の問題であり、製品自体の欠陥を否定するものにはならないはずである。

事例二。

自動車が石墾に衝突したとき、エアバッグが作動しなかったため負傷した事件で、裁判所は、製造者には、製品の安全な使用および製品の品質、性能、使用方法、注意事項などについてユーザーに説明する義務があり、当該自動車の製造者にはエアバッグの効用および機能について漏れなく正確にユーザーに告げる義務があったが、「ユーザーハンドブック」の記載は不十分であり、エアバッグが作動する条件をユーザーに告げていないことは「説明上の欠陥」（表示・警告上の欠陥）であるとして、製造者に損害賠償を命じた¹⁴⁰。

この事例においては、原告が負傷したのはエアバッグが作動しなかったためであるが、エアバッグが作動しなかったのは、衝突時作動条件に達していなかったか、あるいは作動条件には達したがエアバッグに欠陥があったためで、その作動条件の詳しい説明がなかったからではなく、裁判所の判断が不当であるのは明らかである。製造物責任法でいう「表示・警告上の欠陥」とは、製品に付された表示や警告が不適切であったために、その製品を使用するに当たり事故が生じたという場合の問題である。エアバッグの作動条件の具体的な内容を告知することが、一般的

には、自動車の安全運転に関わるものであるとは言えず、仮に「ユーザーハンドブック」に作動条件の具体的な内容を明記したとしても、事故を防ぐことが可能であったとはいえないので、製造者にその説明の義務があるとして、その説明がないから欠陥があるとするのは妥当ではない。

(3) 「通常予見される使用形態」について

すべての製品は、使用者に対して安全でなければならない。しかし、現在社会に流通している製品は、すべて本質的には何らかの危険性をもっており、絶対的に安全な製品はないといってもよいほどである。製品はその使用の態様によって、ある用途の使用の場合には安全であるが、違う用途の場合には危険な製品でありうるため、製造物に求められるのは絶対的な安全ではなく、一定の範囲内における安全性である。したがって、製造物の安全性をどの範囲の使用にまで求めるかは、ある製造物が欠陥ある製造物であるか否かを判断する際の重要な考慮要素となる。

製造物に求められる安全性の限界について、日本の製造物責任法は、製造物の「通常予見される使用形態」としており、EC指令は、製造物の「合理的に予見される使用」としている。表現こそ若干異なるが、製造物は「合理的な使用」の範囲において安全でなければならないとするのは同じであると思われる。

製造物の欠陥の判断において、「製造物の通常予見される使用形態」を考慮することは、まず、製造物は通常予見される使用(合理的な使用)の場合に安全な製品であれば足り、通常予見不可能な誤使用の場合には危険な製品であっても、欠陥ある製品とは評価されないことを意味する¹⁴¹。EC指令においては、製造者がそもそも予見しえない乱用や予見しえても社会的に通常ないし相当と評価されえない使用は、「合理的に」は予見しえないものとして、このような使用の場合に製造物が不安全な物であっても、欠陥製造物とはされない¹⁴²。また、アメリカでも、製造者の予期しない方法による製造物の誤使用によって損害が生じた場合には、製造者は賠償責任を免れることとなる¹⁴³。

製造物の欠陥の判断において、「製造物の通常予見される使用形態」を考慮する際に重要なのは、製造物は、製造物の製造者が予定(意図)した使用・用途の場合のみならず、製造者が予定した使用・用途ではな

くても、その製造物であれば通常予見される使用・用途の場合も、安全でなければならないことである¹⁴⁴。製造物の使用が「合理的な使用」であるか否かは、製造者側の予定（意図）を基準とするのではなく、当時の社会における消費者の実際の（合理的な）使用を基準として判断するべきである。製造物は、製造者の一定の意図に基づいて設計・製造されるが、その製造物は、製造者の意図した用途以外にも使用されることがしばしばある。このような製造者の意図外の使用が社会的に合理的な使用であると認められる場合には、製造者はこのような使用についても、予め設計または指示・警告により、危険が生じないようにしなければならない。製造物がこのような使用に耐えられなければ、当該製造物は欠陥があると判断される。

EC指令の立法者は、「合理的な使用」を製造者の意図した用途に限定することは、製造者の責任範囲を不当に狭めてしまい、欠陥を客観的に判断することと矛盾すると指摘し、「合理的な使用」であるか否かは、製造者の「定めた用途」ではなく、「合理的に予見される」ことを基準として判断するべきであるとする¹⁴⁵。

アメリカでも、誤使用は製造者の責任排除の原因となるが、製造物の使用が誤使用であるか否かについて最も一般的なものとして、製造物の使用が客観的に予見可能な製造物の用途に合致しない使用をもって誤使用とする考え方がある。つまり、製造物の使用が、通常の製造者にとって予見可能な使用である限り、その使用が製造物の本来の用途に合致していない場合であっても、製造者は賠償責任を負うことになる¹⁴⁶。

（4）「製造物を引き渡した時期」について

イ 「製造物を引き渡した時期」が欠陥の判断における意義

「製造物を引き渡した時期」が製造物の欠陥の認定において考慮される場面としては、第一に、製造物の要件としての「欠陥」が、どの時点で存在していることが必要であるかにかかわる場面であり、第二に、製造物が「通常有すべき安全性」を有しているか否か、すなわち、欠陥製造物であるか否かをどの時点を経験して判断するかという、欠陥の判断基準時に関する場面である。第一の場面は、「欠陥」自体の存否を判断する基準にかかわるものではなく、欠陥は製造者のもとで生じたのか、

それとも製造者のもとを離れてから生じたものであるかという、欠陥の存在時期の問題であり、実務上では、欠陥（の存在時期）の証明の問題となるので、第5章において検討することにして、ここにおいては、第二の場面についてのみ検討することにする。

製造物が通常有すべき安全性を有しないと欠陥製造物であると評価されるが、その「通常有すべき安全性」は、日本の製造物責任法は「製造物を引き渡した時期」を基準として、EC指令は「製造物が流通に置かれた時期」を基準として評価されることとなるが、実質的には同じであるといえる（以下においては、「流通に置かれた時期」の表現を使うことにする）。つまり、製造物の欠陥は、製造者が当該製造物を流通に置いた当時における、製造物の安全性に対する社会通念（一般的消費者の期待）を基準として判断されるべきである。

製造物の安全性に対する社会通念・消費者の期待は、当時の製造物の科学・技術の水準、科学・技術の利用可能性がその背景になり、また、科学・技術の発展により変化する。したがって、製造物を流通に置いた時点における社会通念によっては、必要とされる安全性を備えていると判断される製造物であっても、その後の科学・技術の進歩による社会通念の変化のため、不相当に危険であると判断されることがありうるが、このような製造物を欠陥製造物として、製造者に責任を負わせるのは相当ではない。このような場合にまで製造者の責任を追及するのは公平の観点に反するばかりか、製造業者のより安全な製造物を開発しようとする意欲を失わせかねないからである¹⁴⁷。

このような考慮から、EC指令は、欠陥の定義をした後、「製造物は、その後よりよい製造物が流通に置かれたという理由だけで、欠陥がある」とみなすことはできない」とする¹⁴⁸。しかし、他方、社会通念上の安全性への期待が高くなり、不相当に危険であると評価されるような製造物であるのに、その製品がそれ以前に開発、設計、製造されたからといって、そのまま流通の投入した場合には、設計、製造時の社会通念ではなく、流通に投入したときにおける変化した社会通念により欠陥製品として扱うべきである。

「製造物を流通に投入した時期」を欠陥の判断要素として考慮するのは、自動車の安全装置としてエアバッグが装備されていない車は、はじ

めは欠陥車であると評価されなかったが、後でエアバッグの普及によりこれのない車は欠陥車と評価されるような、明らかな製造物の安全度についての社会的許容観念の変化問題の場合には妥当である。しかし、製品に隠れた危険性があるのに、製品を流通に投入したときには、その危険の存在が認識できず、その後事故が生じて危険性が明らかになったような場合には、「製造物が流通に置かれた時期」には発見できない「危険性」として欠陥を否定するのは、妥当ではないと思われる。一般的に、製造物のこのような危険な性質が、流通に置かれたときには認識できなかっただけであって、認識されたならばその流通に置かれた時期とは関係なく、社会的に許容されないものである場合には、その危険な性質が製造物が流通に置かれたときのすでに存在していた限り、開発危険の抗弁が成立する場合を除いては、製造者は責任を免れないはずである¹⁴⁹。

ロ 製品品質法における「製造物が流通に置かれた時期」の意義

製品品質法は、欠陥の判断要素について規定していないため、欠陥判断の基準時をいつにするかが問題となりうるが、上記のように「製造物が流通に置かれた時期」を基準とするのが妥当であると思われる。

「製造物が流通に置かれた時期」は、EC指令と日本の製造物責任法において、次のような場面に関連している。

(イ) 製造物責任法の適用の基準時。製造物責任法は、製造物責任法の施行後に流通に置かれた製品についてのみ適用される¹⁵⁰。

(ロ) 欠陥の存在時期。製造物の欠陥は、製造物を流通に置くときに存在することが必要である¹⁵¹。

(ハ) 欠陥判断の基準時。製造物が流通に置かれた時点を基準とする。

(ニ) 開発危険の抗弁の基準時。開発危険の抗弁が成立するかは、製造物を流通に置いた時点における科学・技術の知識の水準によって判断される¹⁵²。

(ホ) 期間の制限の基準時。製造物責任法による損害賠償請求権は、製造物を流通に置いたときから10年を経過すると消滅する¹⁵³。

このように、製造物は、それが流通に置かれた時点において欠陥があるものでなければならない、というのが製造物責任法の責任体系の基本原則であり¹⁵⁴、EC指令と日本の製造物責任法はこのような視点が貫か

れている。

これに対して、中国の製品品質法は、「製造物を流通に投入した時期」を、欠陥の存在時期の証明と開発危険の判断との関係で定めているだけで¹⁵⁵、製造物責任法の適用基準時（何時の事案から適用されるか）および欠陥の判断の基準時については明記しておらず、立法機関による解釈もなく、学説上も検討されていない。裁判実務上でも欠陥の判断基準時に関する事例は管見の限り見当たらないが、製品品質法の適用の基準時に関する事例から、「製造物を流通に投入した時期」が製造物責任法においてもつ意義が認識されていない実務の現状がうかがえると思われる。

製品品質法は、「本法は1993年9月1日から施行する」（74条）と施行日を定めただけで¹⁵⁶、法律適用の基準時は明確になっていないが、裁判例の中には、「製造物が流通に投入された時期」を基準とするものは見あたらないが、製品事故の発生時点あるいは損害の発生時点を基準とするものが多いようである¹⁵⁷。そのほか、起訴の時点あるいは判決の時点を基準とする事例まで見られる¹⁵⁸。このような裁判実務の現状では、欠陥の判断を「製造物が流通に投入された時期」を基準として行なうとは考えにくく、製造物の事故発生時または判決時を基準として行なう可能性は十分にあると思われる。

製造物の欠陥の判断を「製造物が流通に置かれた時期」を基準として行なうのは、製造物を流通に置くことによってはじめて製造物の危険性が現実化し、製造者が製造物の危険性を制御し、製造物の安全性を確保することができるのは、製造物を流通に投入するまでであり、その以後の安全性についての社会通念を基準とするのは公平ではなく、製造者の新製品の開発の意欲を失わせるおそれがあるからである。このような観点から、筆者は、中国の製造物責任法も、EC指令と日本の製造物責任法のように、「製造物が流通に置かれた時期」をもって、製造物の欠陥の判断の基準時とするべきであり、法律に明記することが望ましいと考える。

注

¹ 全国人大常委会法制工作委员会经济法室＝国家技術監督局政策法规司編『産品質量法実用指南』（中国民主法制出版社、1994年）258頁、房維廉＝趙惜兵編

『新産品質量法釈義與問答』（工商出版社、2000年）220頁、国家技術監督局政策法規宣傳教育司編『最新産品質量法実用知識問答』（中国計量出版社）27頁。² 裁判実務においても民法通則を適用しながら責任要件については製品品質法の「欠陥」の概念をもって責任の判断を行った事例がある。中国高級法官培训中心＝中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽（1996年民事審判卷）』（中国人民大学出版社、1997年）224頁、千森秀郎「中国でのPL訴訟—自動車のエアバッグが作動しなかったとして日本の企業が中国で訴訟を提起された事例—」国際商事法務1997年4号392頁。

³ 司法解釈とは、中国の最高人民法院と最高人民検察院が、裁判実務と検察実務において、どのようにして具体的に法律を適用するかという問題に対して作り出す解釈である（人民法院組織法33条、法律解釈業務を強化することに関する全国人民代表大会常務委員会の決議（1981年6月10日）第2文節の二）。最高人民法院の司法解釈には、補充立法に近い内容が多く、裁判実務において、事実上の法源として機能しており、下級の人民法院を拘束する。（木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨『現代中国法入門〔第3版〕』（有斐閣、2003年）97頁、森川信吾「中国法の法源と調査方法（上）」JCA ジャーナル47巻2号（2000）13頁）。

⁴ 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選〔1992年—1996年合訂本〕民事・経済・知識産権・海事・民事訴訟程序卷〔上〕』（人民法院出版社、1997年）694頁、中国高級法官培训中心＝中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽（1997年民事審判案例卷）』（中国人民大学出版社、1998年）250頁。

⁵ 民法通則106条2項は、「公民及び法人は、その故意または過失により、国家及び集団の財産並びに人身を侵害した場合は、民事責任を負わなければならない」と規定する。

⁶ 梁慧星「中国の製造物責任法」法学（ソウル大学校）第42巻2号113頁。梁教授は、裁判所が製品品質法と民法通則122条を同時に適用するのは妥当ではないと指摘する。

⁷ ここで「解釈」と断わるのは、43条の「先行賠償責任」についての通説的な解釈は43条の立法趣旨に合っておらず、妥当ではないと考えるからである。

⁸ 張新宝『中国侵權行為法〔第2版〕』（中国社会科学出版社、1998年）503頁以下。

⁹ 同上、503頁。

¹⁰ 同上、503頁、506頁。

¹¹ 同上、504頁。

¹² 同上、507頁。

¹³ 国家技術監督局「中華人民共和國産品質量法条文解釈」（1993年8月3日）（同解釈は、李効民編『最新産品質量責任暨質量監督法律指南』（中国計量出版社、1998年）941頁以下に収録されている）。全国人大常委法制工作委員会

経済法室＝国家技術監督局政策法規司・前掲注1) 61頁、国家技術監督局政策法規司編『中華人民共和國産品質量法講座』(世界図書出版公司、1993年) 157頁。

¹⁴ 中国の立法機関である全国人民代表大会の常設機関としてその常務委員会は、全国人民代表大会が立法権をもつ法律以外の他の法律を制定する権限を有し、全国人民代表大会の閉会期間中には、全国人民代表大会が制定した法律について具体的な改正をし、憲法、他の法律を解釈できるなど広範な権限がある(憲法67条、立法法7条2項)。全国人民代表大会およびその常務委員会の職権などについては、木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨・前掲注3) 74頁以下を参照。

¹⁵ 全国人大常委会法制工作委员会経済法室＝国家技術監督局政策法規司・前掲注1) 105頁。

¹⁶ 房維廉＝趙惜兵・前掲注1) 209頁。

¹⁷ 1986年に制定された民法通則が民事上の権利を独立した章(第6章)にしてまとめて規定する独特な構成をとった原因について、鈴木教授(北海道大学)は、当時の中国における市民の権利意識の低さ(自分がいったいどのような権利を有し、これらの権利をどのように行使すべきかを確実に知らない)にかんがみ、権利意識を強化するために、単独の章を割いて権利を前面に押し出したと指摘する(鈴木賢「中国における民法通則制定とその背景・2」法律時報60巻5号68頁)。1993年に製品品質法を制定するときにも、このような社会事情は依然変わっていなかったため、委員たちは同じような考え方から、43条のような規定を置くよう求めたと思われる。

¹⁸ 全部の草案を入手することはできなかったが、入手した草案は次のとおりである。「中華人民共和國質量法(草案第1稿)」(1989年4月)、「中華人民共和國産品質量法(徵求意見稿)」(1989年9月18日)、「中華人民共和國産品質量法(第4稿)」(1990年3月30日)、「中華人民共和國産品質量法(第6稿)」(1990年8月)、「中華人民共和國産品質量法(送審稿)」(1990年9月10日)、「中華人民共和國産品質量法(送審第3次修改稿)」(1991年9月)、「中華人民共和國産品質量法(送審第4次修改稿)」(1991年11月)、「中華人民共和國産品質量法(草案)」(1992年10月19日)。

¹⁹ 「草案第1稿」は、第2章「品質義務」12条に、「商品の品質(問題)により使用者と消費者に損失が生じた場合には、まず販売者が経済損失を賠償しなければならない。販売者の責任に属しない場合には、販売者が責任あるものに求償するものとする」と規定し、また、第6章「法律責任」45条に製造者と販売者は「製品の品質(問題)により、人身傷害、財産損失が生じた場合には、法により民事責任を負わなければならない」と規定する。「徵求意見稿」は、第6章「販売者の品質義務」38条に「製品の品質(問題)により使用者と消費者に財産又は人身損害が生じた場合には、まず販売者が製品品質責任を負い、

損失を賠償しなければならない。生産者又は保管者・運送者に責任がある場合には、販売者が責任あるものに求償するものとする」と規定し、また、第8章「法律責任」52条に製造者と販売者は「製品の品質が規定要求に適合しないことにより、人身傷害、財産損失が生じた場合には、法により民事責任を負わなければならない」と規定する。このように、「草案第1稿」12条と「徴求意見稿」38条は販売者だけの先行賠償責任を規定しているが、この先行賠償責任は、後の諸草案における製造者と販売者間の先行賠償責任とは同じものではないと思われる。

²⁰ ただし、次の②において検討するように、製造者と販売者が共に無過失責任を負う場合でも、被害者から損害賠償を請求されれば、絶対に先行賠償をしなければならないとするのは、免責事由の規定と矛盾しており、厳密に言うところでは妥当ではない。

²¹ 実際の製造者が表示製造者に代わって、完成品の製造者が部品・原材料の製造者に代わって先行賠償することもありうるが、表示製造者と部品・原材料の製造者がともに製造物責任主体になる場合、このような先行賠償責任は、法律上問題が生じない。

²² 張新宝・前掲注8）506頁。

²³ EC指令前文の第7文節。

²⁴ EC指令7条、日本の製造物責任法4条。

²⁵ ただし、41条により販売者は製造物責任主体ではないから、42条1項がなくても販売者に対しては製造物責任を追及できないことと民法通則106条2項により過失責任を追及できるのは当り前のことであり、42条1項は無駄な規定であるといえる。

²⁶ 「全国人大草案」第8編「侵權責任法」第6章「製造物責任」35条、36条、37条。「社会科学院案」「侵權行為編」第4章「準侵權行為：無過失責任」第4節「製造物責任」76条〔生産者の責任〕、78条〔販売者の責任〕、81条〔連帯責任〕。

²⁷ 「人民大学案」「侵權行為法編」第3章「侵權の種類」第7節「製造物侵權責任」90条〔概念〕、93条〔生産者と販売者の責任〕、94条〔運送者と倉庫保管者の責任〕。

²⁸ 「人民大学案」97条〔免責条件〕。

²⁹ 浦川道太郎「製造物の定義と範囲」判例タイムズ862号30頁。

³⁰ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任法の論点』（商事法務研究会、1991年）6頁。

³¹ 安田総合研究所『製造物責任—国際化する企業の課題—〔第2版〕』（有斐閣、1992年）56頁以下参照。

³² 第3次不法行為法リステイトメント19条。

- ³³ EC 指令 2 条。
- ³⁴ EC 指令15条。
- ³⁵ 国家技術監督局政策法規司法規処編『中華人民共和国産品質量法知識問答』（化学工業出版社、1993年）21頁、国家質量技術監督局政策法規宣伝教育司・前掲注1）30頁。
- ³⁶ 国家技術監督局「中華人民共和国産品質量法条文解釈」2条（李効民・前掲注13）941頁）。
- ³⁷ EC 指令前文第3文節。
- ³⁸ 塩崎勤＝羽成守編『裁判実務大系〔30〕製造物責任関係訴訟法』（青林書院、1999年）37頁。
- ³⁹ 「質量法（草案第1稿）」（1989年4月）2条、「産品質量法（第6稿）」（1990年8月）3条、「産品質量法（送審稿）」（1990年9月）3条は、不動産を含めていたが、「産品質量法（徵求意見稿）」（1989年9月）60条、「産品質量法（第4稿）」（1990年3月）3条、「産品質量法（送審第3次修改稿）」（1991年9月）66条、「産品質量法（送審第4次修改稿）」（1991年11月）65条、「産品質量法（草案）」（1992年10月）2条は、不動産を含めていなかった。
- ⁴⁰ 国家質量技術監督局政策法規宣伝教育司・前掲注1）32頁。
- ⁴¹ 例えば、製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」（2条1項）、東京弁護士会「製造物責任法試案」（2条1号）、日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」（2条1号）は、不動産を製造物責任法の対象としており、1990年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」（第3）、公明党「製造物責任法案」（1992年5月）（2条1項）、社会党「製造物責任法案」（1992年11月）（2条1項）は、不動産を製造物責任の対象から排除する。
- ⁴² 第14次国民生活審議会消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」（1993年12月）第2の4の（2）。
- ⁴³ 加藤雅信「製造物責任法案とその問題」判例タイムズ842号34頁、松本恒雄「製造物」NBL457号38頁。なお、判例の中にも不動産（分譲マンション）が製造物責任の対象であることを一般論として認める事例がある（東京高判昭和50・6・30判例タイムズ330号287頁、金融・商事判例485号27頁）。
- ⁴⁴ 松本恒雄「製造物の意義と範囲」ジュリスト1051号24頁。
- ⁴⁵ 松本恒雄「アメリカにおける製造物責任」判例タイムズ673号89頁。
- ⁴⁶ 安田総合研究所・前掲注31）56頁。
- ⁴⁷ リステイトメント第19条、同コメントeを参照。
- ⁴⁸ 朝見行弘「製造物の範囲」金融・商事判例960号13頁。
- ⁴⁹ 全国人大常委会法制工作委员会經濟法室＝国家技術監督局政策法規司・前掲注1）152頁。

- ⁵⁰ 全称は「中華人民共和国建築法」である。1997年11月1日に制定され、1998年3月1日から施行された。
- ⁵¹ 民法通則126条は、「建築物あるいはその他の施設及び建築物上の設置物、懸垂物が倒壊、脱落、墜落して、他人に損害が生じた場合、その所有者または管理者は民事責任を負わなければならない。但し自己に故意・過失がないことを証明できるときは、この限りでない」と規定する。
- ⁵² 「全国人大草案」（侵権責任法編第1章7条）、「社会科学院案」（侵権行為編第4章75条）、「人民大学案」（侵権行為法編第3章91条）はいずれも製造物の範囲を動産に限定し、不動産は含まれないとする。「全国人大草案」侵権責任法編第1章7条は、「不法行為の内容、責任方式、免責事由などについて、製品品質法、環境保護法などの法律に別段の定めがある場合には、その規定に従う」と規定する。「全国人大草案」には、製造物の定義規定がないため、製造物の範囲は製品品質法と同じである。
- ⁵³ 経済企画庁など七官庁「製造物責任法の解説」（1994年8月）NBL 554号58頁。
- ⁵⁴ EC 指令2条。
- ⁵⁵ 通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』（通商産業調査会、1994年）68頁、朝見行弘・前掲注48）14頁。
- ⁵⁶ 全国人大常委法制工作委员会经济法室＝国家技術監督局政策法規司・前掲注1）6頁。
- ⁵⁷ 国家技術監督局政策法規司法規規・前掲注35）20頁。
- ⁵⁸ 同上、20頁。
- ⁵⁹ 経済企画庁など七官庁・前掲注53）58頁。
- ⁶⁰ 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」2条、1990年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第3の注、東京弁護士会「製造物責任法試案」2条1号、日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」2条1号。
- ⁶¹ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・前掲注30）13頁。
- ⁶² 松本恒雄・前掲注44）24頁。
- ⁶³ EC 指令2条。
- ⁶⁴ EC 指令前文第3文節。
- ⁶⁵ 好美清光「製造物責任法の構造と特質」判例タイムズ862号8頁。
- ⁶⁶ EC 指令15条1項a号、前文第15文節。
- ⁶⁷ 第2次不法行為法リステイトメント402A条コメントe、第3次不法行為法リステイトメント19条コメントb。
- ⁶⁸ 楊李＝劉延嶺編『生産経営消費者權益法律保護案例精析』（中国政法大学出版社、1996年）22頁。この事案では、雷管がいつ混入したかが争点となり、採掘しただけの石炭が製造物に当たるか否かは問題にならなかった。

⁶⁹ EC 指令 7 条 c 号は、「製造者が、その製造物を、営利目的をもって販売その他の方法により配布するために製造したのではなく、かつ事業活動として製造または配布したのではないこと」を証明するときは免責されるとする。

⁷⁰ 「全国人大草案」 侵権責任法編第 1 章 7 条、「社会科学院案」 侵権行為編第 4 章 75 条、「人民大学案」 侵権行為法編第 3 章 91 条。

⁷¹ 「工業產品質量責任条例」(1986 年 4 月 5 日 国務院 発 布) 第 2 条。

⁷² 梁慧星「中国の製造物責任法」 JCA ジャーナル 1995 年 9 号 25 頁。

⁷³ ただし、製品品質法の草案には、はじめは「欠陥」という用語が使われていなかった。「中華人民共和国質量法(草案第 1 稿)」は、「製品の品質問題により人身傷害、財産損失が生じた場合は、法に基づいて民事責任を負わなければならない」と規定し(12 条、45 条)、その後、「産品質量法(徵求意見稿)」(52 条)、「産品質量法(第 4 稿)」(51 条)も「製品の品質問題」という曖昧な表現が使われていた。「欠陥」という用語は「産品質量法(第 6 稿)」においてはじめて使われた。草案第 6 稿 61 条は、「製品の欠陥により、他人の生命、身体、財産に損害を生じさせた場合、当該製品の生産者、販売者は、法律に基づいて賠償責任を負わなければならない」と規定するが、その草案第 6 稿およびその後作成された「産品質量法(送審稿)」、「産品質量法(送審第 3 次修改稿)」、「産品質量法(送審第 4 次修改稿)」には、まだ「欠陥」の定義規定はなかった。欠陥の定義規定が置かれたのは、国家技術監督局(製品品質法の起草担当官庁)が作成した草案を国務院が審査、修正して、立法機関である全国人民代表大会常務委員会に提出した「産品質量法(草案)」(1992 年 10 月)がはじめてだった。

⁷⁴ 製品品質法 41 条は、「製品に欠陥存在したことにより、人身、欠陥製品以外の財産(以下、「他人の財産」と略称する)に損害が生じた場合、生産者は、賠償責任を負わなければならない」と規定しており、41 条以下における「他人の財産」とは、「欠陥製品以外の財産」のことをいう。

⁷⁵ 国家技術監督局が 1990 年 9 月に国務院に提出した「産品質量法(送審稿)」には欠陥の定義規定はなかったが、その 49 条は、「製品が予期される安全性を欠くために、他人の財産、人身に損害を生じさせた場合、当該製品の生産者、販売者は、法律に基づいて賠償責任を負わなければならない」と規定する。これは後の欠陥の定義規定と表現こそ違うが、「欠陥」を「安全性の欠如」と捉えることにおいては、実質的には同じ考え方を示しているといえる。

⁷⁶ 「中華人民共和国産品質量法(草案)」(1992 年 10 月 19 日) 3 条 3 項。

⁷⁷ 国家技術監督局政策法規司法規処・前掲注 35) 100 頁。

⁷⁸ アメリカ連邦政府の商務省が 1979 年 10 月に発表したものであるが、このモデル法は、連邦法ではなく、各州が州法を改正して製造物責任法を制定する場合の「モデル」法にすぎず、法的拘束力はない。なお、本稿におけるモデル法

の訳は、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任と賠償負担』（大蔵省印刷局、1980年）206頁以下の森島昭夫教授の翻訳と社団法人日本住宅システム協会編『全訳・米国模範統一製造物責任法』（第一法規、1980年）の北川俊光氏の翻訳による。

⁷⁹ 104条〔B〕項は設計上の欠陥について定める。

⁸⁰ 104条〔C〕項は警告・指示上の欠陥について定める。

⁸¹ 105条は、「製造者以外の製造物の売主の責任の基本的な基準」を定めるが、その〔A〕項には、警告・指示上の欠陥について定められている。

⁸² 小林秀之編『新製造物責任法大系 I 〔海外編〕』（弘文堂、1998年）327頁。

⁸³ 通商産業省産業政策局消費経済課・前掲注55）102頁。

⁸⁴ 升田純『詳解製造物責任法』（商事法務研究会、1997年）385頁。

⁸⁵ 李効民・前掲注13）952頁。

⁸⁶ 石慧栄「産品欠陥研究」法学1996年2号27頁。

⁸⁷ 安建「論産品質量法關於産品責任の規定」中国法学1993年5号65頁、劉静『産品責任論』（中国政法大学出版社、2000年）134頁。

⁸⁸ 蔡志良「論我国産品責任法的完善」中国商業法制1996年4号5頁、蔣大興「試論我国産品責任法的完善」中国商業法制1997年8号6頁。

⁸⁹ 朱克鵬＝田衛紅「論我国産品責任的構成要件及其完善」深圳大学学报（人文版）1995年4号93頁、劉文琦『産品責任法律制度比較研究』（法律出版社、1997年）140頁、劉静・前掲注87）133頁。

⁹⁰ 劉国福＝管建国編『民商法典型案例解評』（法律出版社、1997年）16頁。

⁹¹ 宇培泉編『民商事新類型案例研究』（人民法院出版社、1998年）174頁。

⁹² 張新宝「中国民法典侵權行為法編草案建議稿理由概説」第80条〔欠陥の定義〕についての説明。この「理由概説」は、「中国民商法律網」（<http://www.civillaw.com.cn>）の「法界動態」で検索できる。

⁹³ 「社会科学院案」侵權行為編第4章80条。

⁹⁴ 「全国人大草案」侵權責任法編第1章7条。

⁹⁵ 朝見行弘「欠陥」別冊 NBL 24号（『製造物責任の現状と課題』）36頁。

⁹⁶ 安田総合研究所・前掲注31）65頁。

⁹⁷ 第3次不法行為法リストメント2条。

⁹⁸ 安田総合研究所・前掲注31）66頁。

⁹⁹ 朝見行弘「責任基準（1）欠陥」NBL 457号48頁。第3次不法行為法リストメントもこのような立場をとっている。

¹⁰⁰ 山本庸幸『注釈製造物責任法』（ぎょうせい、1994年）51頁。

¹⁰¹ 1990年日本私法学会報告者グループの「製造物責任立法への提案」（第5の2）は、「同一の生産過程において製造された他の製造物が備えている安全性を備えていないときは、欠陥があるものと推定する」と規定する。これについ

ては、「他の同一製品が備える安全性を備えていないときは、欠陥の推定ではなく、欠陥そのものがある」との意見があるが（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・前掲注30）39頁）、筆者は、やはり欠陥の推定とするのが妥当だと思われる。他の同一製品が備える安全性を備えていない場合でも、その逸脱が「不合理な危険」（欠陥）と評価できるものとそうではないものがあるからである。

¹⁰² 山口正久訳『米国第3次不法行為法リステイトメント（製造物責任法）』（木鐸社、2001年）6頁。

¹⁰³ 張新宝・前掲注8）495頁、張騏「中美産品責任法中産品缺陷的比較研究」法制与社会發展1999年第2号34頁。

¹⁰⁴ 第2次不法行為法リステイトメント402A条コメントiは、「販売される商品は、その性質に関して公衆に共通な通常の知識をもった、それを購入する通常の消費者によって期待される程度を超えて危険である」場合に「不合理な危険」（欠陥）であるとする。

¹⁰⁵ 朝見行弘・前掲注99）45頁。

¹⁰⁶ 安田総合研究所・前掲注31）67頁参照。

¹⁰⁷ このような事例として、Toney v. Kawasaki Heavy Industries, Ltd., 763 F. Supp. 1356 (S.D.Miss. 1991)がある。この事件で裁判所は、「オートバイに足の防護装置がついていないことは、オートバイを見ればすぐにわかることであり、車と衝突すれば足にけがをすることもまた、オートバイを見ればすぐわかる」と認定して、原告の損害賠償請求を退けた。（小林秀之編著『日米製造物責任訴訟対策』（中央経済社、1996年）290頁）。

¹⁰⁸ 第3次不法行為法リステイトメント2条コメントg。

¹⁰⁹ 日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題〈平成4年版〉（上）』115頁（好美清光「製造物責任の問題点」）。

¹¹⁰ 好美清光・前掲注65）13頁。

¹¹¹ 例えば、1990年私法学会報告者グループの提案4条、日弁連の製造物責任法要綱2条3項、社会党の製造物責任法案要綱2条3項。

¹¹² 第14次国民生活審議会消費者政策部会報告・前掲注42）第2の1の（2）を参照。

¹¹³ 好美清光・前掲注65）13頁、鎌田薫「欠陥」判例タイムズ862号59頁。

¹¹⁴ 安田総合研究所・前掲注31）67頁。

¹¹⁵ 小林秀之・前掲注82）65頁。

¹¹⁶ 小林秀之・前掲注107）290頁。

¹¹⁷ 安田総合研究所・前掲注31）70頁。

¹¹⁸ たとえば、EC指令とドイツ製造物責任法の立法担当者は、危険効用基準は製造者側の論理であるから、これを排除すると明確に述べている（日本弁護

士連合会・前掲注109）115頁、好美清光・前掲注65）13頁参照）。

¹¹⁹ 塩崎勤＝羽成守・前掲注38）64頁。

¹²⁰ 好美清光・前掲注65）13頁、鎌田薫・前掲注113）59頁。

¹²¹ 升田純編『現代裁判法体系⑧〔製造物責任〕』（新日本法規、1998年）130頁。

¹²² 朱克鵬＝田衛紅・前掲注89）92頁。

¹²³ 小林秀之・前掲注82）323頁。

¹²⁴ 日本弁護士連合会・前掲注109）115頁。

¹²⁵ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・前掲注30）37頁。

¹²⁶ 鎌田薫・前掲注113）59頁。

¹²⁷ 山本庸幸・前掲注100）38頁。

¹²⁸ このような産業界の要望を容れて、1993年11月の産業構造審議会総合製品安全部会の報告（「事故防止及び被害者救済のための総合的な製品安全対策のあり方について」）は、予測可能性を高め、製造者の安全性向上につなげていくために、必要であるとして、「製造物の表示」、「合理的に予期される使用」、「製造物が流通過程に置かれた時期」のほか、「製品の効用・有用性」、「経済性」、「技術的実現可能性」、「被害発生の蓋然性とその程度」、「使用者による損害発生防止の可能性」、「製品の通常の使用期間・耐用期間」等を欠陥の判断要素に入れるべきであるとした。同年12月の国民生活審議会消費者政策部会の報告（「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済のあり方について」）も、上の「経済性」を「製品の価格帯効果」に取り替えたほかは、そのまま踏襲して、欠陥の判断要素として明記する必要があるとした。

¹²⁹ 通商産業省産業政策局消費経済課・前掲注55）75頁。

¹³⁰ 同上、76頁。

¹³¹ 同上、76頁。

¹³² 鎌田薫・前掲注113）60頁。

¹³³ EC指令は、欠陥を判断する際の考慮要素として、「その製造物の表示」、「その製造物の合理的に予期されうる使用」、「その製造物が流通に置かれた時期」を定めており、日本の「製造物の特性」に含まれるとされるほかの諸事情は、欠陥を判断する際の考慮要素となっていない。また、EC指令の立法関係者は、欠陥の判断においてそれらの事情を重視することに批判的であるといわれている。例えば、「費用＝効用分析」に対しては、十分に安全な設計にすると、費用がかさみ、それをカバーするだけの値段を市場は払ってくれないだろうということで危険な製品を製造したという主張は、製造業者の経済状態を基準とする不当なもので、一般の正当な期待に反すると批判される（好美清光・前掲注65）13頁）。

¹³⁴ 製品品質法27条は、「製品の特徴及び用途により、製品の規格、等級、主要成分の名称及び含有量を明記する必要がある場合は、それを中国語により明記

し、消費者に事前に知らせる必要があることについては、外側包装に明記し、または事前に消費者に関係資料を提供」しなければならない(1項3号)、「正しく使用しないと製品自体が毀損しやすいまたは人身・財産の安全に危害を及ぼすおそれのある製品については、警告の標識または中国語による警告の説明を付しなければならない」(1項5号)と規定し、28条は、壊れやすい、燃えやすい、爆発しやすい、毒性・腐蝕性・放射性のある危険物と貯蔵・輸送において倒置してはならない製品及びその他の特殊な製品については、「国の関連規定に基づいて、警告の標識または中国語による警告の説明を付し、貯蔵・輸送の注意事項を明記しなければならない」と規定する。

¹³⁵ 升田純・前掲注84) 342頁。

¹³⁶ 小林秀之・前掲注107) 296頁。

¹³⁷ 第3次不法行為法リストイメント2条コメントi。

¹³⁸ 塩崎勤=羽成守・前掲注38) 80頁。

¹³⁹ 劉国福=管建国・前掲注90) 16頁以下。

¹⁴⁰ 千森秀郎・前掲注2) 392頁、中国高級法官培訓中心=中国人民大学法学院・前掲注2) 224頁、李効民・前掲注13) 457頁。

¹⁴¹ 鎌田薫・前掲注113) 61頁。

¹⁴² 好美清光「EC指令と製造物責任」判例タイムズ673号27頁。

¹⁴³ 安田総合研究所・前掲注31) 88頁。

¹⁴⁴ 升田純・前掲注84) 362頁。

¹⁴⁵ 小林秀之・前掲注82) 322頁、好美清光・前掲注142) 27頁。

¹⁴⁶ もっとも、アメリカでは、製造物の意図された用法に合致しない使用をもって誤使用とする考え方もあるが、これについては、意図された用法を基準とすることは、製造者の主観にのみ誤使用の基準を求めるもので、誤使用の範囲を極めて広く解釈することになり、妥当性を欠く結果となる、という批判がある(安田総合研究所・前掲注31) 88頁)。

¹⁴⁷ 山本庸幸・前掲注100) 46頁。

¹⁴⁸ EC指令6条2項。

¹⁴⁹ 鎌田薫・前掲注113) 62頁。

¹⁵⁰ 日本の製造物責任法附則1項、EC指令17条。

¹⁵¹ 日本の製造物責任法3条、EC指令7条b号。日本の製造物責任法は、この旨を明示してはいないが、解釈上は当然のことと解されている(升田純・前掲注84) 371頁)。

¹⁵² 日本の製造物責任法4条1号、EC指令7条e号。

¹⁵³ 日本の製造物責任法5条1項、EC指令11条。

¹⁵⁴ 好美清光・前掲注142) 28頁。

¹⁵⁵ 製品品質法41条2項は、製造者の免責事由として、「製品を流通に投入した

ときには、損害を引き起こした欠陥がまだ存在していなかった」こと（1号）と「製品を流通に投入したときにおける科学技術の水準では、まだ欠陥を判断することが不可能であった」こと（2号）を定めている。なお、期間制限の起算時については、EC指令と日本の製造物責任法と違って、製造物が流通に置かれた時点ではなく、「欠陥製造物が最初の消費者に引き渡された」時点を基準とする（45条2項）。

¹⁵⁶ 製品品質法のこの規定は、そもそも製造物責任の規定を念頭においての規定ではなく、行政法規範としての製品品質法の適用を念頭において設けた規定であると考えられる。

¹⁵⁷ 拙稿「中国における製造物責任訴訟—トヨタ自動車事故訴訟を手がかりとして—」法学新報108巻1号188頁。1991年に製造された製品の欠陥により、1993年3月に事故が起きた事案で、一審と二審が事故当時にはまだ施行されていなかった製品品質法と消費者権益保護法を適用して判決したことについて、最高人民法院中国応用法学研究所のコメントは、事故の発生が法律の施行前であるから製品品質法と消費者権益保護法を適用したのは不当であるとするが、「製造物を流通に投入した時期」との関係については言及していなかった（最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』人民法院出版社1996年第2輯106頁以下参照）。また、劉国福＝管建国・前掲注90）174頁の事例でも、裁判所は、1991年に購入した欠陥ガス湯沸し器事故による損害賠償訴訟の判決で、製品が流通に投入されるときにはまだ施行（制定）されていなかった製品品質法を適用した（事故時には製品品質法が施行されていた）。

¹⁵⁸ 李守榮＝左鳳蓮『中華人民共和国消費者保護法案例評析与実務』（経済日報出版社、1995年）52頁。1992年12月に購入した空気入れの欠陥により、1993年3月に負傷して、1993年10月に起訴した事案において、裁判所は、1993年9月1日に施行された製品品質法を適用して判決した。